

(案)

村上市一般廃棄物処理基本計画

令和 4 年度 ~ 令和 13 年度



令和 4 年 3 月



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS

村上市は、持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

目 次

基 本 編

第1章 基本的事項	2
第1節 計画策定の趣旨と位置付け	2
第2節 国・新潟県の一般廃棄物処理の方針と目標	3
第3節 本市の上位計画	8
第4節 計画対象区域	10
第5節 計画の対象となる廃棄物	10
第6節 計画の目標年度	11
第7節 計画の進行管理	11
第2章 地域の概況	12
第1節 自然的事象	12
第2節 社会的事象	14

ご み 処 理 編

第1章 ごみ処理の現況と課題	19
第1節 ごみの処理・処分の流れ	19
第2節 ごみの種類	20
第3節 収集・運搬	21
第4節 ごみ処理施設	22
第5節 ごみ排出量の実績	25
第6節 中間処理の実績	28
第7節 資源化の実績	31
第8節 最終処分の実績	35
第9節 ごみ処理経費の実績	36
第10節 前計画の計画目標値の達成状況	37
第11節 ごみ処理における課題	37

第2章 ごみ処理基本計画	39
第1節 基本理念	39
第2節 基本方針	39
第3節 数値目標	40
第4節 将来人口	40
第5節 将来予測と目標	41
第6節 計画の推進	45

生活排水処理編

第1章 生活排水処理の現況と課題	57
第1節 生活排水処理の流れ	57
第2節 収集・運搬	57
第3節 し尿処理施設	58
第4節 生活排水処理人口と生活排水処理率の実績	60
第5節 し尿・浄化槽汚泥の処理の実績	62
第6節 合併処理浄化槽設置の助成制度	63
第7節 前計画の目標の達成状況	63
第8節 生活排水における課題	63
第2章 生活排水処理基本計画	64
第1節 基本理念	64
第2節 基本方針	64
第3節 数値目標	65
第4節 将来予測	65
第5節 計画の推進	68
第6節 生活排水処理計画	69
第7節 施設整備及び維持管理計画	69
第8節 情報発信・啓発	70

用語の定義

用 語	定 義
総ごみ排出量	家庭系ごみ、事業系ごみの総量
家庭系ごみ総排出量	家庭から排出されるごみの総量
事業系ごみ総排出量	事業所から排出されるごみのうち産業廃棄物を除くごみの総量
中間処理	収集したごみを焼却、破碎、選別等を行うこと。
焼却処理量	焼却施設で焼却するごみの量。
直接資源化量	分別収集され直接資源化されるごみの量。
再生利用量	中間処理による資源回収量。
資源化量	直接資源化量と再生利用量の総量。
最終処分	中間処理後のごみを埋め立て等により処分すること。
5 R (ファイブアール)	ごみの発生抑制 (Refuse : リフューズ)、排出抑制 (Reduce : リデュース)、修理・修繕 (Repair : リペア)、再使用 (Reuse : リユース)、再生利用 (Recycle : リサイクル) の取り組みのこと
発生抑制 (Refuse : リフューズ)	ごみになるものを買わない・もらわない。買い物にはマイバッグを持参する等。
排出抑制 (Reduce : リデュース)	必要なものを必要な量だけ購入する。食品を買いすぎない、つくりすぎない、食べ残さない等。
修理・修繕 (Recycle : リサイクル)	壊れたものは、修理をしてできるだけ長く使う等。
再使用 (Reuse : リユース)	使えるものは繰り返し使う。いらなくなった物を譲り合う、詰め替え用の製品を選ぶ等。
再生利用 (Recycle : リサイクル)	再び資源として利用する。ごみを正しく分別し、ごみを再生して作られた製品を利用する等。
SDGs (エスディージーズ)	Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略称。2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」。
低炭素社会	化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出量を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等レベルにするとともに、生活の豊かさを実感できる社会のこと。

本計画と SDGs の関連性について

SDGs とは Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略称で、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 (2030) 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットで構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、世界各国で政府、自治体や企業、一般市民に至るまで SDGs を達成するための取り組みを進めています。

村上市一般廃棄物処理基本計画 (以下、「本計画」という) は、SDGs の理念を念頭に、さらなるごみ減量と持続可能な循環型社会・低炭素社会の創造を目指す施策を示すものです。



[資料：外務省 HP 持続可能な開発目標 (SDGs) と日本の取組]

基本編

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の趣旨と位置付け

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うために、市町村が定めなければならない当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画です。

この計画は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものであり、その策定に当たっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について十分検討するとともに、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討する必要があります。

また、「ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月）」では、目標年次を10年から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、計画を見直すことが適切であるとされています。

本市では、平成23年12月に策定した「村上市一般廃棄物処理基本計画（平成23年12月）」において、『市民・事業者・行政との協働による資源循環のまちづくり～持続可能な社会をめざして～』を基本理念に掲げ、「ごみの3R」及び「安心、安全で、効率的な廃棄物処理システムの構築」を推進し、循環型社会の構築を進めてきました。

前計画の策定から10年が経過し、SDGsの理念を念頭に、さらなるごみ減量と持続可能な循環型社会・低炭素社会の創造を目指して、一般廃棄物に係る基本的な方針を定めた一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）を改定しました。

本計画は、本市の一般廃棄物の処理計画であり、国及び新潟県の各種法制度や計画等との整合性を図り、本市の上位計画である「第2次村上市総合計画（平成29年3月）」及び「第2次村上市環境基本計画（令和3年3月）」を踏まえて策定しました。

なお、市町村が定める一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成され、それぞれ、ごみに関する部分と生活排水に関する部分から構成されています。

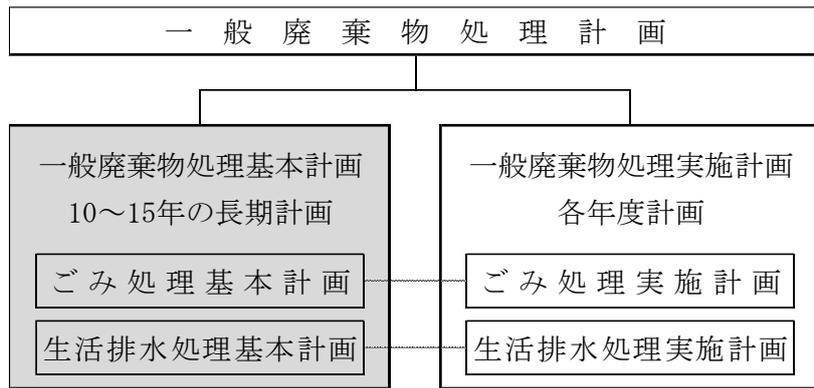


図 1. 1 一般廃棄物処理計画の構成

第2節 国・新潟県の一般廃棄物処理の方針と目標

1 ごみ処理

(1) 国の方針と数値目標

国の環境政策の根幹を定める「環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）」の下位法として、平成 13 年に「循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）」が施行され、更にそれらの下位法として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（以下「廃棄物処理法」という。）」、「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）」等の個別法が位置付けられました。また、循環型社会形成推進基本法の制定に伴い、各種リサイクル関連法も改正、制定されました。

平成 30 年 6 月には循環型社会形成推進法第 15 条に基づき、循環型社会形成推進に関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めた「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）」が策定されました。

1) 第四次循環型社会形成推進基本計画

「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）」では、新たな計画として環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生等の 7 つの将来像を掲げ、その実現に向けて概ね 2025（令和 7）年までに国が講ずべき施策を示しています。

廃棄物に係る指標及び数値目標を表 1. 1 に示します。

表 1. 1 第四次循環型社会形成推進基本計画における指標及び数値目標（廃棄物）

指標	数値目標
	2025 年度
1 人 1 日当たりのごみ排出量	約 850 g/人・日
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	約 440g/人・日
事業系ごみ排出量	約 1,100 万トン

- ・ 家庭系ごみ排出量とは、集団回収、資源ごみ等を除く家庭系ごみ排出量を示す。

2) 廃棄物処理基本方針

廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針（平成 13 年環境省告示第 34 号、改正：平成 28 年告示第 7 号）（以降「廃棄物処理基本方針」という。）」が定められています。

廃棄物処理基本方針においては、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び循環的利用を徹底した上で、なお、適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本としています。

(2) 新潟県の方針と数値目標

国の方針を受けて、新潟県では「新潟県環境基本計画 2017-2028（令和 3 年 3 月改定）」及び「第 3 次新潟県資源循環型社会推進計画（令和 3 年 3 月）」が策定されています。

1) 新潟県環境基本計画 2017-2028

新潟県では、平成 29 年度から令和 10 年度までの 12 年間を計画期間とする「新潟県環境基本計画 2017-2028」を策定し、4 年毎に見直しを行っており、最新の改定は令和 3 年 3 月行われています。『県民一人一人が安心して心豊かに暮らせる持続可能な社会の構築を目指します。』を目指す方向に、基本目標の一つに「資源を大切に作る循環型の地域社会」を掲げ、廃棄物関連の施策として、「3R 推進に向けた啓発・県民運動の推進」及び「不法投棄の未然防止の充実・強化」を展開しています。なお、指標（令和 6 年度）として、廃棄物再生利用率及び不法投棄が少なくなったと感じる県民の割合が設定されています。

廃棄物に係る数値目標を表 1. 2 に示します。

表 1. 2 新潟県環境基本計画 2017-2028 における数値目標（廃棄物）

項目	実績		指標
	平成 26 年度	令和元年度	令和 6 年度
廃棄物再生利用率	23.3%	—	27.3%以上
不法投棄が少なくなったと感じる県民の割合	—	31.2%	増加させる

2) 第 3 次新潟県資源循環型社会推進計画

新潟県では、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を計画期間とする「第 3 次新潟県資源循環型社会推進計画（令和 3 年 3 月）」を策定し、『資源を大切に作る循環型の地域社会づくり』を基本理念に、「3R の推進」、「適正処理の推進と処理基盤の整備」、「不法投棄対策の推進」を軸に施策を展開し、県内における廃棄物の減量その他その適正な処理を目指しています。

なお、中間目標（令和 5 年度）及び目標（令和 7 年度）として、一般廃棄物及び産業廃棄物を対象とした数値目標が設定されています。

一般廃棄物に係る数値目標を表 1. 3 に示します。

表 1. 3 第 3 次新潟県資源循環型社会推進計画における数値目標（一般廃棄物）

項目	実績	中間目標	目標
	平成 30 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
1 人 1 日当たりごみ排出量 （再生利用を除く）	1,034g (797g)	979g 以下 (701g 以下)	957g 以下 (663g 以下)
再生利用率	22.9%	26.5%以上	28.0%以上
最終処分率	8.6%	8.0%以下	7.8%以下

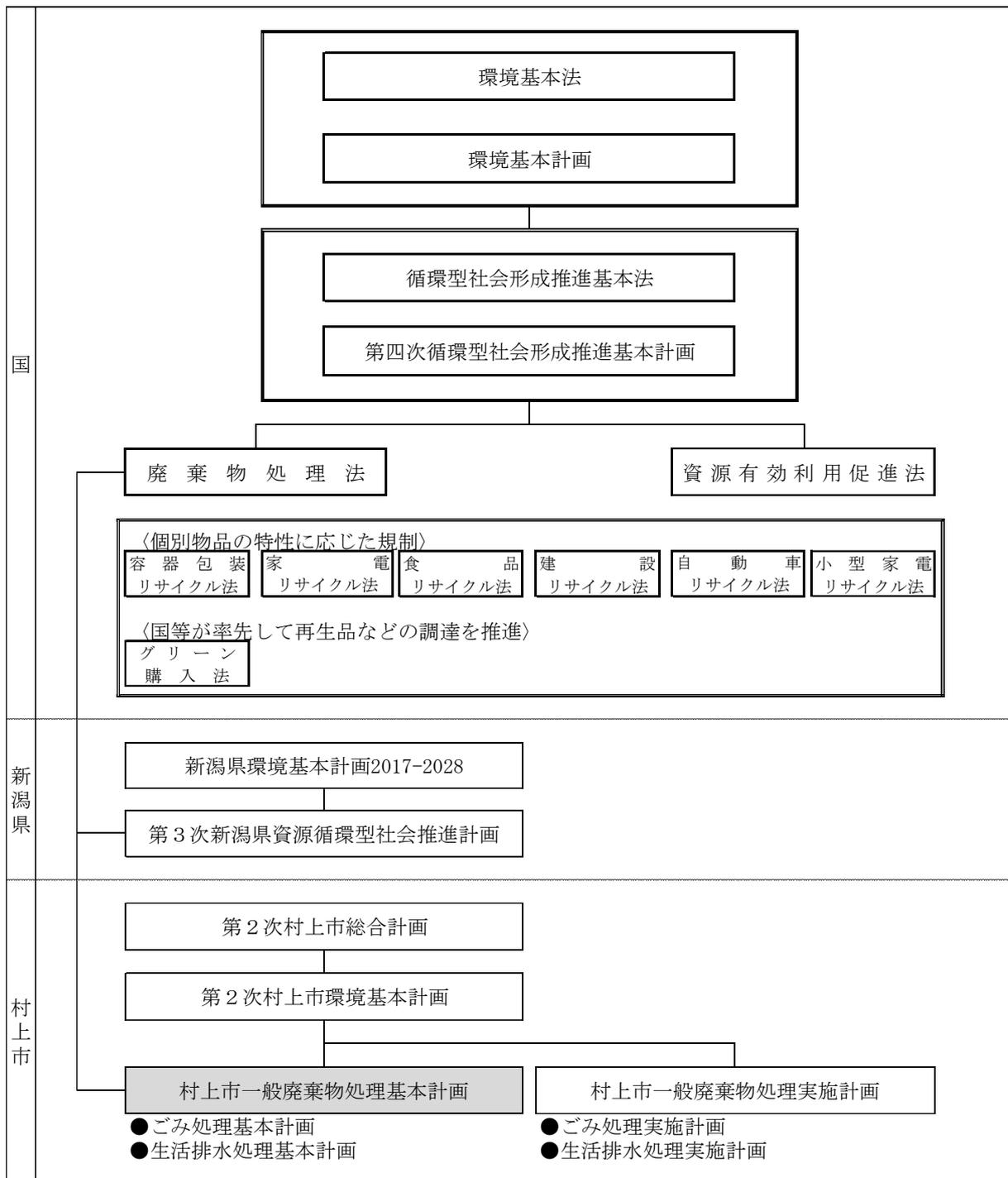


図 1. 2 各種法体系の整理

2 生活排水処理

(1) 国の方針と数値目標

国は社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するため「社会資本整備重点計画」を策定しています。これまで4次にわたる計画が策定されており、令和3年5月に「第5次社会資本整備重点計画」が策定されました。

重点目標の一つに「インフラ分野の脱炭素化・インフラ空間の多面的な利活用による生活の質の向上」を掲げ、インフラ分野の脱炭素化等によりグリーン社会の実現を目指すとともに、インフラの機能・空間を多面的・複合的に利活用することにより、インフラのストック効果を最大化し、国民の生活の質を向上させることを目指しています。

水循環・生態系分野においては、健全な水環境の維持又は回復、生態系の保全・再生に向けた取組を進めており、その一環として、汚水処理人口普及率を上げることを目指しています。

第5次社会資本整備重点計画における数値目標を表1.4に示します。

表1.4 第5次社会資本整備重点計画における指標

指標	実績	目標値
	令和元年度	令和8年度
汚水処理人口普及率	91.7%	95%

汚水処理人口普及率＝（下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の）汚水処理施設を利用できる人口/総人口

(2) 新潟県の方針と数値目標

新潟県では、水資源の保全を図るとともに、持続的な汚水処理施設の管理・運営を進めることにより、新潟県の豊かな自然環境を未来に引き継ぎ、「住んでよし、訪れてよしの新潟県」の実現を目指し、汚水処理人口普及率の向上を目標とした「新潟県汚水処理施設整備構想（平成31年1月）」を策定しています。

本構想によると、汚水処理人口普及率は、平成26年末時点で新潟県では85.5%、村上市では98.7%となっています。一方、汚水処理施設への接続率は、平成26年末時点で新潟県では93.1%、村上市では68.0%となっています。

新潟県汚水処理施設整備構想における数値目標を表1.5に示します。

表1.5 新潟県汚水処理施設整備構想における数値目標

項目	実績	環境指標		
	平成26年末	平成35年末 (令和5年末)	平成40年末 (令和10年末)	平成52年末 (令和22年末)
汚水処理人口普及率	85.5%	89.1%	90.7%	93.1%
村上市	98.7%	99.0%	99.0%	98.9%
接続率	86.9%	89.1%	90.7%	93.1%
村上市	68.0%	67.4%	67.4%	67.5%

接続率＝接続人口[下水道または集落排水等に接続している人口]/集合処理人口[下水道または集落排水を利用できる人口]

第3節 本市の上位計画

1 第2次村上市総合計画

本市では、平成29年度から平成33年度（令和3年度）までの5年間を計画期間とする「第2次村上市総合計画（平成29年3月）」を策定し、『やさしさと輝きに満ちた 笑顔のまち村上』を将来像（みらいづくりのスローガン）に掲げ、魅力あるまちづくりを推進しています。

本市の将来像の実現に向けて、「育む」、「創る」、「広げる」の3つの言葉を基本理念のテーマに掲げ、その下位に6つの基本目標を設定しています。

基本目標の一つに「ひと、まち、自然が調和する、美しい定住のまちづくり」を掲げています。

ごみ処理については、生活衛生の向上と公害の防止を政策とし、3Rの推進によるごみの減量化やリサイクル率の向上や一般廃棄物処理施設の適正な管理等を進めています。

生活排水処理については、適正な生活排水の処理推進を政策とし、下水道事業の推進や浄化槽の普及促進及び適正な維持管理の確保等を進めています。

2 第2次村上市環境基本計画

本市では、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする「第2次村上市環境基本計画（令和3年3月）」を策定し、『豊かな自然と調和しながら発展して共生する 循環共生型社会のまち』を目指す環境像に、5つの基本目標を設定しています。

基本目標の一つに「持続可能な循環共生型の社会（循環共生）」を掲げ、良好な生活環境の保全、資源循環型社会の構築等を推進しています。

良好な生活環境の保全を推進する施策として、公共下水道の拡大推進、合併処理浄化槽の普及等を、資源循環型社会の構築を推進する施策として、5Rや適正な処理・処分を推進しています。

第2次村上市環境基本計画における主要施策の内容（廃棄物に関する事項の抜粋）を表1.6に示します。

表 1. 6 第 2 次村上市環境基本計画における主要施策の内容（廃棄物に関する事項の抜粋）

基本目標	施策の方向性		施策	具体的施策			
持続可能な循環共生型の社会	良好な生活環境の保全	快適な水環境の保全	公共下水道の拡大推進	公共下水道未普及区域のある村上地区について、下水道整備を実施し、処理区域の拡大を推進します。 公共下水道事業完了地区及び集落排水事業完了地区の水洗化を促進します。			
			合併処理浄化槽の普及	下水道整備予定区域外の地域において、汚水処理対策としての合併処理浄化槽の普及を促進します。			
	資源循環型社会の構築	5 R の推進	ごみの発生抑制（リフューズ：Refuse）の促進	マイバッグ、マイボトル等の取組を呼びかけます。 簡易包装の促進を行います。 計画的な商品購入を推進します。			
			ごみの排出抑制（リデュース：Reduce）の促進	ちゅう芥類（生ごみ）の水切りや堆肥化を推進します。 剪定枝葉の資源化を行います。 無駄のない食生活への転換を呼びかけます。			
			ごみの修理・修繕（リペア：Repair）、再使用（リユース：Reuse）の普及	物を大切に使うライフスタイルへの転換を呼びかけます。 詰め替え商品の活用を呼びかけます。			
			ごみの再生利用（リサイクル：Recycle）の促進	再生品や適正処理しやすい商品を推進します。			
			適正な処理・処分の推進	ごみの不法投棄の撲滅	監視パトロールを実施します。 不法投棄が確認された際、関係機関との連携を図ります。 市民への通報先の周知に努めます。 監視カメラ等を活用し、不法投棄の未然防止及び実態の把握に努めます。 不法投棄の温床になっている農道・林道、中山間地の溪床等において、地域住民との協力のもとに草刈等の防止活動を行います。 不法投棄防止の看板を配布します。 不法投棄の現状を広報等により公開し、不法投棄防止に向けた啓発を行います。		
					ごみの散乱防止	村上市ごみの散乱等防止条例に従い、市民・事業者・行政の連携により、ごみの散乱防止に努めます。 フンの始末を始めペットの飼い方について飼い主としての意識向上の啓発を行います。 カラス対策として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき適正に有害鳥獣捕獲事業を行います。	
						ごみの適正処理の推進	一般廃棄物処理基本計画に基づいて、ごみの適正処理を推進します。 ごみや資源の分別方法や回収方法を周知するとともに、ごみ処理施設及び収集委託業者などと連携を図ります。 災害廃棄物の処理に適切かつ迅速に対応するため、災害廃棄物処理計画を策定し、平常時か関係機関と連携して、被災時における廃棄物処理体制を構築します。

第4節 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、村上市全区域とします。

第5節 計画の対象となる廃棄物

本計画の対象となる廃棄物は、村上市で発生する全ての一般廃棄物とします。

廃棄物処理法において、廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分しています。

一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物で、「ごみ」と「し尿」に分類されます。さらに「ごみ」は、一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」と商店・オフィス・レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」に分類されます。

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物が対象となります。大量に排出されるものや、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づき適正処理を行う必要があります。

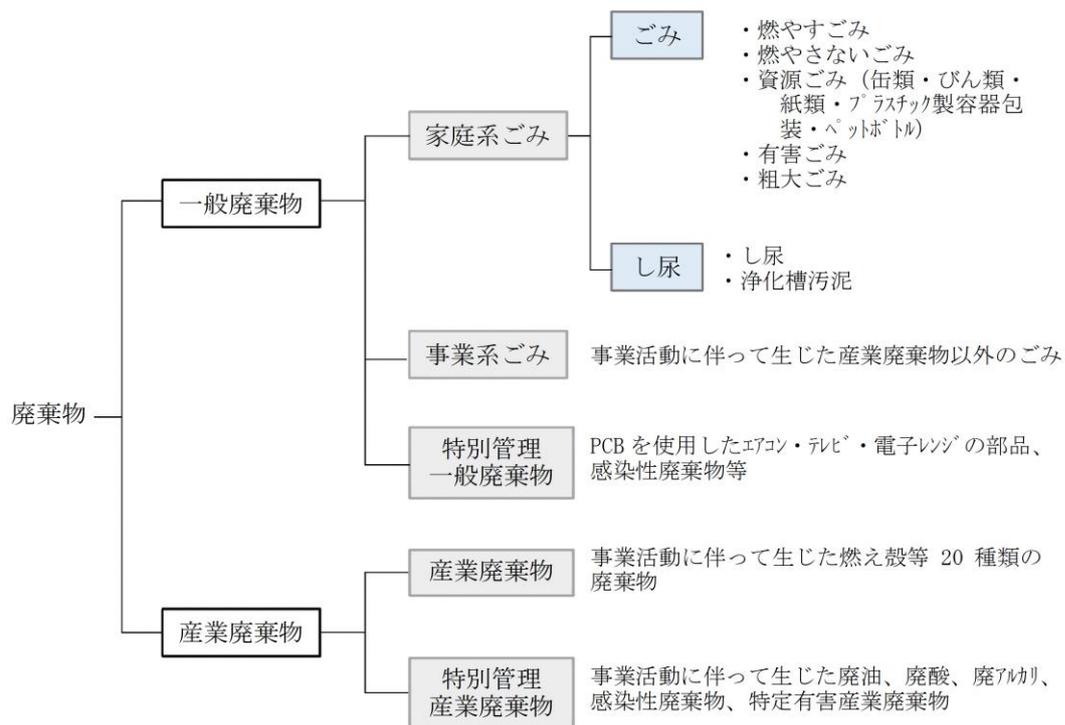


図 1. 3 廃棄物の定義

第6節 計画の目標年度

本計画の計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

また、中間目標年度を令和8年度、最終目標年度を令和13年度に設定します。

第7節 計画の進行管理

1 計画の進行管理

計画の進行にあたっては、市だけでなく事業者・市民が一体となり、それぞれの役割に基づき施策に取り組むことが重要です。

計画の実効性を高めるために、定期的に施策の取組状況や目標値の達成状況を把握し、計画の進行管理を行います。

2 進行管理の手法

本計画は、Plan（計画）、Do（施策の実行）、Check（点検）、Act（見直し）のPDCAサイクルの考え方に基づき、定期的に施策の取組状況や目標値の達成状況等をチェック・評価し、施策の改善を行います。

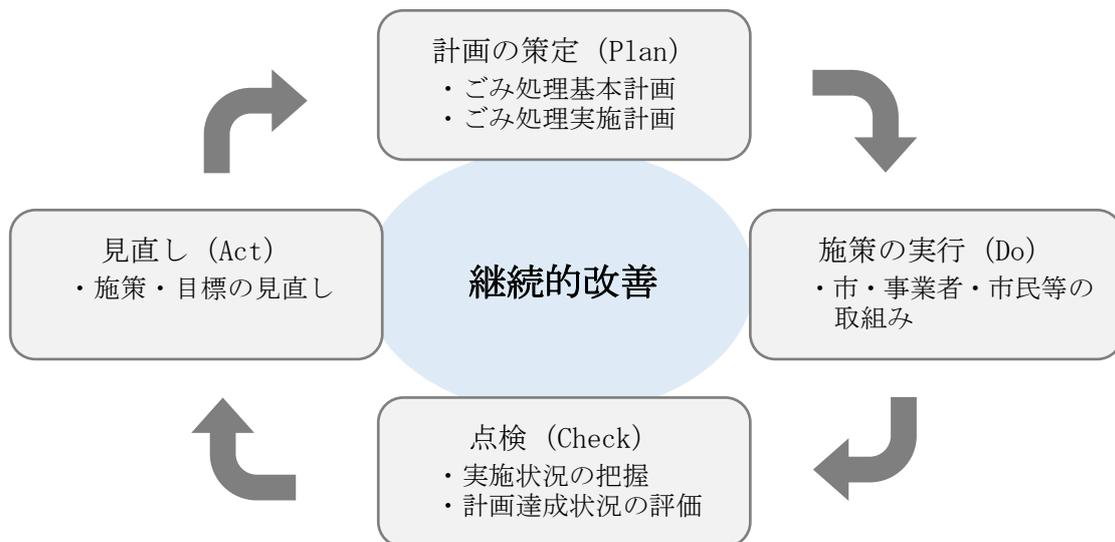


図 1. 4 PDCA サイクル

第2章 地域の概況

第1節 自然的事象

1 地理・地形的特徴

本市は、新潟県の北端に位置し、北東側は以東岳を県境に、山形県の鶴岡市、西川町及び小国町に、南は胎内市及び関川村、西は日本海にそれぞれ接しています。面積は約 1,174km²で、新潟県の総面積のおよそ 9.3%を占めており、海岸線は約 50 kmにも及びます。

地質的には、沖積平坦地と山間部洪積地で構成されています。平地は、飯豊朝日山系に源を発する荒川・三面川流域をはじめ、石川流域や大川流域に広がっています。集落は河川流域に集中しているほか、朝日山塊が直接日本海に迫る三面川河口以北の海岸線に分布しています。特に荒川、三面川および石川河川流域は、肥沃な水田として農業生産活動の基盤となっています。

中心市街地は、市内南東部に位置する村上地区と荒川地区に形成されています。



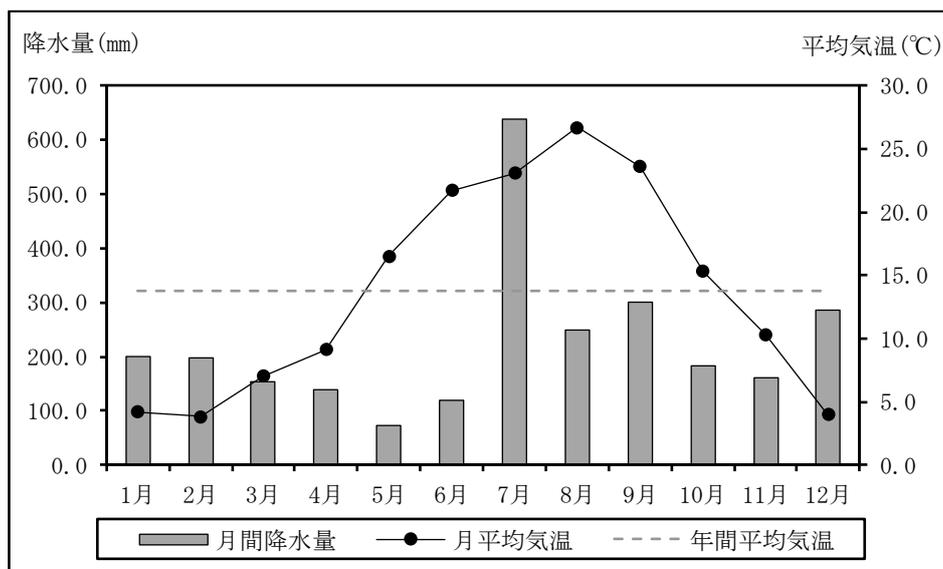
図 1. 5 村上市の位置

2 気象

本市の降水量及び平均気温を図 1. 6 に示します。

本市は、太平洋岸気候に属し、海岸に近い山地及び山麓部に位置しています。さらに、地形的には北から西側が山地となり、東から南側が低地として開いていることから、温暖な気候であり、比較的降水量は多いものの、風水害などの気象災害の頻度は少なく、恵まれた気候環境にあります。

気象概況をみると、年平均気温は約 14℃、年間の降水量は約 2,700mm となっています。



出典：気象庁ホームページ

図 1. 6 本市の降水量及び平均気温（令和 2 年）

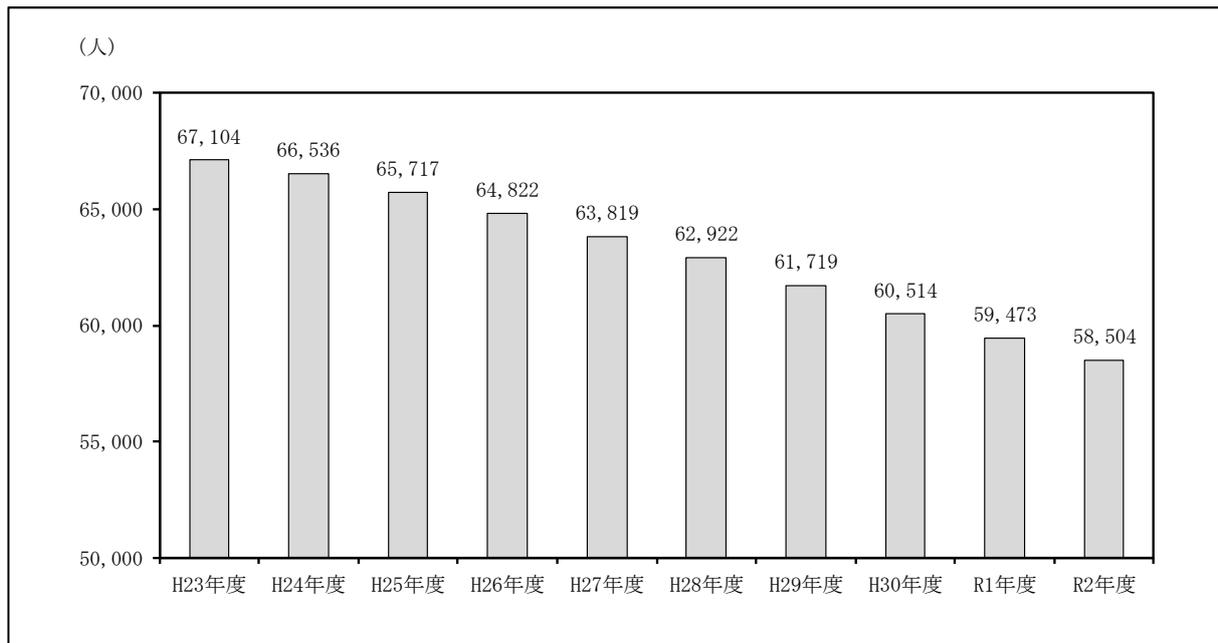
第2節 社会的事象

1 人口動態・分布

(1) 人口の推移

本市の人口の推移を図 1. 7 に示します。

過去 10 年間、減少傾向を示しており、令和 2 年度の人口は平成 23 年度から約 12%減少しています。



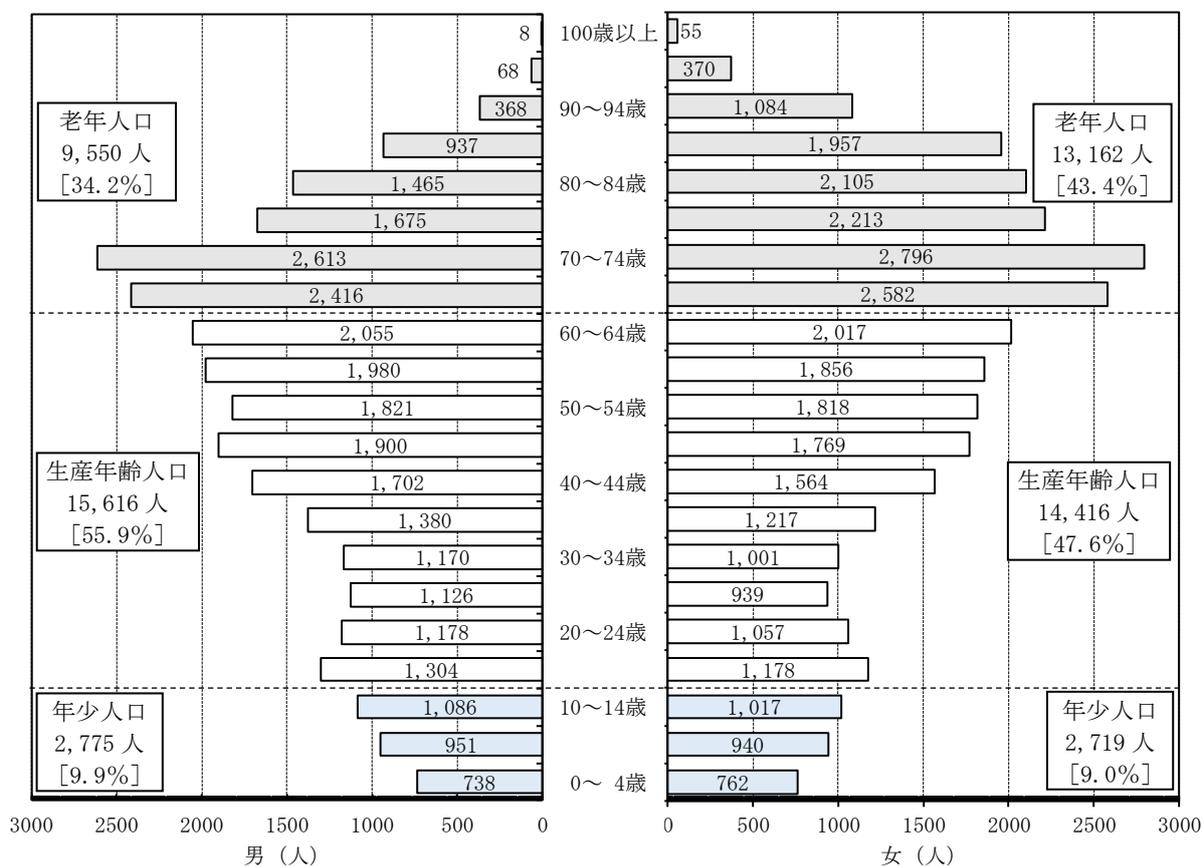
出典：住民基本台帳人口（各年 10 月 1 日）

図 1. 7 人口の推移

(2) 年齢別人口の分布

本市の年齢別人口の分布を図1.8に示します。

年齢階層別人口では、生産年齢人口（15歳～64歳）が、全体の51.6%（30,032人）を占めています。老年人口（65歳以上）は39.0%（22,712人）、年少人口（0～14歳）は9.4%（5,494人）となっており、本市においても少子高齢化が進んでいます。



出典：新潟県市町村別年齢階級別人口（令和3年1月1日現在）

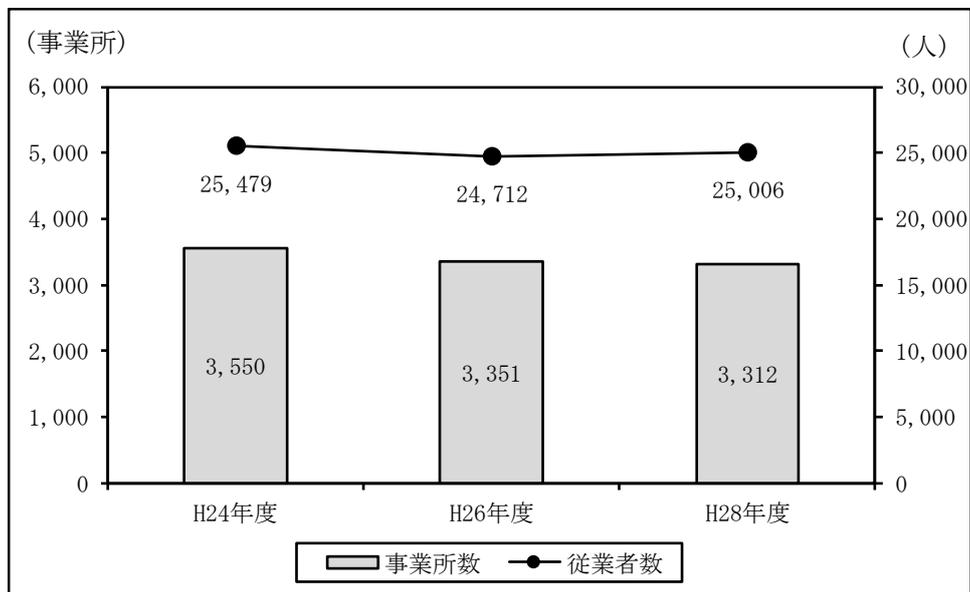
図1.8 年齢別人口の分布

2 産業の動向

(1) 事業所数及び従業者数の推移

本市の事業所数及び従業者数の推移を図 1. 9 に示します。

事業所数は微減傾向、従業者数は横ばい傾向を示しています。



出典： 経済センサス-基礎調査（平成 26 年）

経済センサス-活動調査（平成 24 年、平成 28 年）

図 1. 9 事業所数及び従業者数の推移

(2) 産業分類別事業所数及び従業者数

本市における産業分類別の事業所数及び従業者数は、表 1. 7 に示すとおりです。事業所数が多いのは、卸売業・小売業 864 社、建設業 422 社、生活関連サービス業・娯楽業 373 社の順で、従業者数が多いのは、卸売業・小売業 4,948 人、医療・福祉 3,133 人、建設業 3,033 人の順です。

表 1. 7 産業分類別事業所数及び従業者数（平成 28 年度）

	事業所数 (所)	従業者数 (人)
総数	3,312	25,006
第 1 次産業	89	1,008
農業、林業	82	940
漁業	7	68
第 2 次産業	738	8,653
鉱業、採石業、砂利採取業	2	15
建設業	422	3,033
製造業	314	5,605
第 3 次産業	2,458	15,345
電気・ガス・熱供給・水道業	5	79
情報通信業	8	59
運輸業、郵便業	56	742
卸売業、小売業	864	4,948
金融業、保険業	45	434
不動産業、物品賃貸業	123	386
学術研究、専門・技術サービス業	86	418
宿泊業、飲食サービス業	347	2,033
生活関連サービス業、娯楽業	373	992
教育、学習支援業	96	465
医療、福祉	193	3,133
複合サービス事業	33	463
サービス業（他に分類されないもの）	229	1,193
不詳	27	

※ 総務省・経済産業省『平成28年度経済センサス-活動調査』の調査票情報を市で独自に集計したもの（平成28年6月1日基準）

ごみ処理編

第1章 ごみ処理の現況と課題

第1節 ごみの処理・処分の流れ

1 ごみ処理フロー

本市にて発生する一般廃棄物（ごみ）の処理・処分方法の主な流れを図 2. 1 に示します。

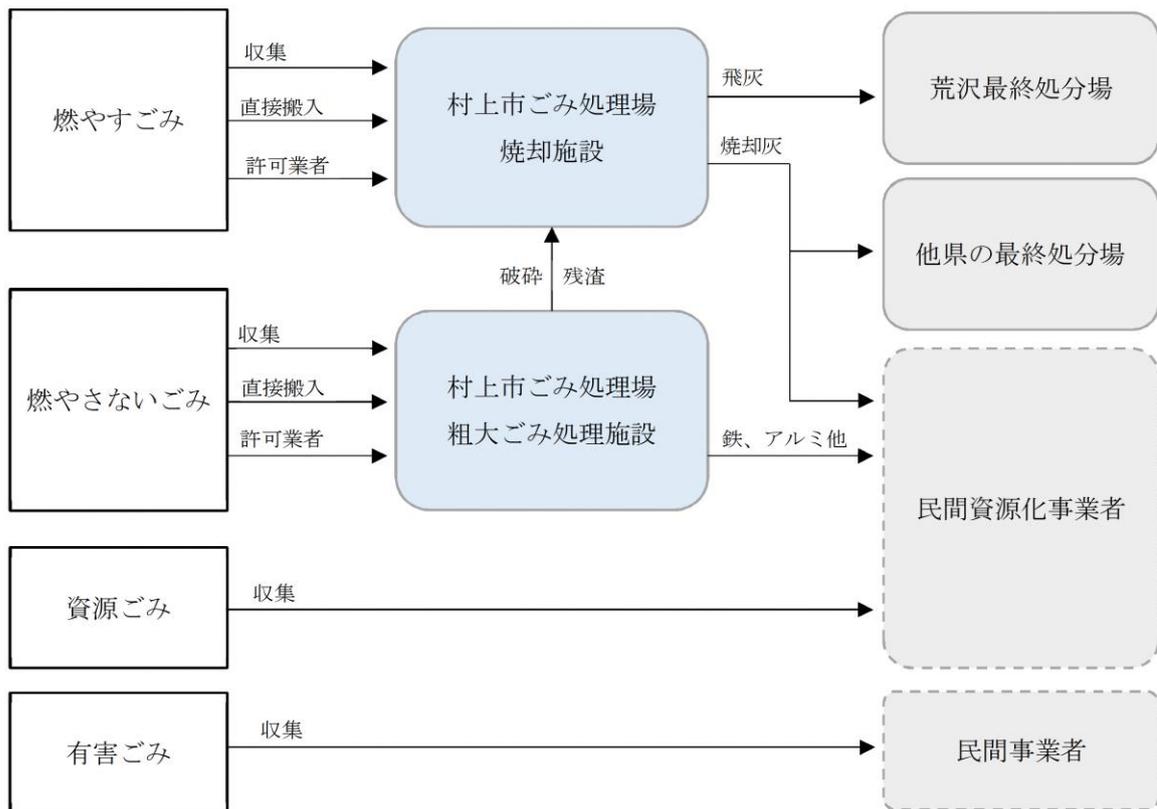


図 2. 1 ごみ処理・処分の主な流れ（令和3年度）

第2節 ごみの種類

本市で収集するごみの種類を表2.1に示します。事業系ごみについては、表中の資源ごみ、有害ごみは収集していません。

表2.1 ごみの種類（家庭系ごみ）

種類	主な品目の例	収集方式	
燃やすごみ	生ごみ、紙ごみ、皮革製品、衣類、ゴム製品、おむつ、プラスチック製品、CD・DVD・ビデオテープ、落ち葉・枝木	ごみステーション または 自己搬入	
燃やさないごみ	ガラス・コップ、陶磁器類、家電製品（リサイクル品、パソコンをのぞく）、かさ、なべ類・やかん・包丁、ストーブ、塗料の缶（汚れていてリサイクルできないもの）	ごみステーション または 自己搬入	
資源ごみ	缶類	飲料用缶、缶詰、スプレー缶、のり・お菓子・粉ミルクなどの缶	ごみステーション
	びん類	栄養ドリンク・酒類・ジャム・調味料・化粧品等のびん	ごみステーション
	紙類	新聞	ごみステーション
		ダンボール	
		雑誌・雑紙（チラシ、紙パック等）	
	プラスチック製容器包装	箱・ケース類（持ち帰り弁当箱、卵パック）、ボトル（洗剤の容器、シャンプー・リンスの容器）、トレイ（食品トレイ、煎餅・珍味の仕切りトレイ）、カップ（カップ麺の容器）、袋（菓子類袋、レジ袋）、包装フィルム（ペットボトルのフィルム、包装フィルム）、その他（ペットボトルのキャップ、ミカンなどのネット、家電製品などの緩衝材）	ごみステーション
ペットボトル	ペットボトル	ごみステーション	
有害ごみ	乾電池・ボタン電池、蛍光灯・蛍光管、水銀体温計・水銀血圧計	ごみステーション	
粗大ごみ	ふとん類、自転車、タンス・家具類、枝木、家電製品、自転車等のごみステーションに出せない大型ごみ	自己搬入 または 収集運搬許可業者	

第3節 収集・運搬

1 収集・運搬

本市では、燃やすごみ、燃やさないごみ、資源ごみ、有害ごみの収集を行っており、収集・運搬は、本市が委託する民間事業者が担っています。

2 ごみの処理手数料

(1) 収集ごみの手数料

本市における収集ごみ（燃やすごみ、燃やさないごみ）の手数料は以下のとおりです。
なお、1日の排出量が15kg以下の事業系ごみも排出することができます。

表 2. 2 収集ごみの手数料

区分		手数料の額
ごみ指定袋	大 (80 cm×65 cm)	1枚につき 35 円
	中 (70 cm×50 cm)	1枚につき 25 円
	小 (55 cm×40 cm)	1枚につき 15 円
中型ごみ処理券	ごみ指定袋に収納できない「燃やすごみ」、 「燃やさないごみ」で 80 cm×50 cm×40 cm 以内、15kg 以内のものに添付	1枚につき 100 円

(2) 直接搬入ごみの手数料

本市における直接搬入ごみの手数料は以下のとおりです。

表 2. 3 直接搬入ごみの手数料

区分	手数料の額
10kg まで	60 円
10kg を超える場合	10kg ごとに 60 円を加算

第4節 ごみ処理施設

1 中間処理施設

本市では、焼却施設及び粗大ごみ処理施設において、ごみの中間処理を行っています。
本市が保有する中間処理施設の概要を表 2. 4 及び表 2. 5 に、位置を図 2. 2 に示します。

表 2. 4 焼却施設

施設名	村上市ごみ処理場（エコパークむらかみ）焼却施設
施設所在地	村上市檜原 1147 番地
施設規模	94t/日（2 炉）
処理方式・炉型式	ストーカ全連続方式
運転開始年	平成 27 年

表 2. 5 粗大ごみ処理施設

施設名	村上市ごみ処理場（エコパークむらかみ）粗大ごみ処理施設
施設所在地	村上市檜原 1147 番地
施設規模	10t/5h
処理内容	破碎
運転開始年	平成 27 年

2 最終処分場

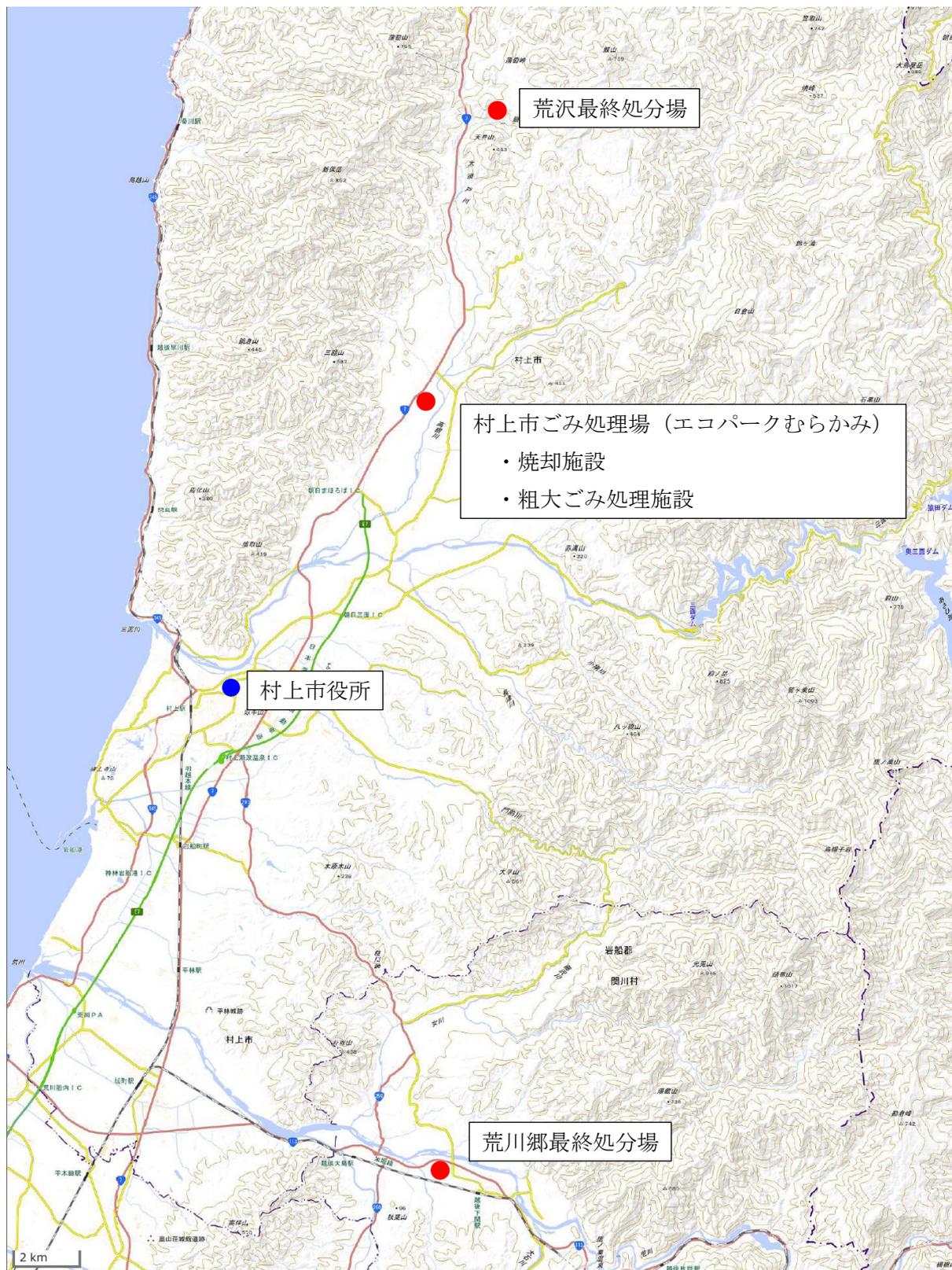
本市が保有する最終処分場の概要を表 2. 6 及び表 2. 7 に、位置を図 2. 2 に示します。

表 2. 6 最終処分場(1)

施設名	荒沢最終処分場
施設所在地	村上市荒沢地内
埋立地面積	11,890 m ²
埋立容量	82,520 m ³
残余埋立容量	22,267 m ³ （令和 3 年 3 月 31 日現在）
対象廃棄物	破碎・処理残渣・焼却残渣
埋立開始年	平成 11 年

表 2. 7 最終処分場 (2)

施設名	荒川郷最終処分場
施設所在地	村上市貝附地内
埋立地面積	3,500 m ²
埋立容量	17,196 m ³
残余埋立容量	8,608 m ³ (令和3年3月31日現在)
対象廃棄物	破碎・処理残渣・焼却残渣
埋立開始年	平成7年



出典：地理院地図 (<https://maps.gsi.go.jp>)

図 2. 2 ごみ処理施設の位置

第5節 ごみ排出量の実績

1 総ごみ排出量と1人1日当たりの排出量の推移

本市における総ごみ排出量の推移及び1人1日当たりの排出量を図2.3に示します。

家庭系ごみ総排出量は微減傾向、事業系ごみ総排出量は横ばい傾向を示すことから、総ごみ排出量は微減傾向を示しています。

1人1日当たりの排出量は、1,000g超で推移しています。平成28年度から平成30年度までは減少していたものの、令和元年度及び令和2年度は増加しました。令和元年度の増加は、資源ごみの収集の強化を目的に、ごみの収集頻度を増やしたことが考えられます。令和2年度の増加は、主に家庭系ごみの増加によるものであり、令和2年の年初から流行した新型コロナウイルスによる影響で家庭内で過ごす時間が増えたことに起因すると考えられます。

用語	定義
1人1日当たりの排出量	総ごみ排出量／人口／年間日数で示される量

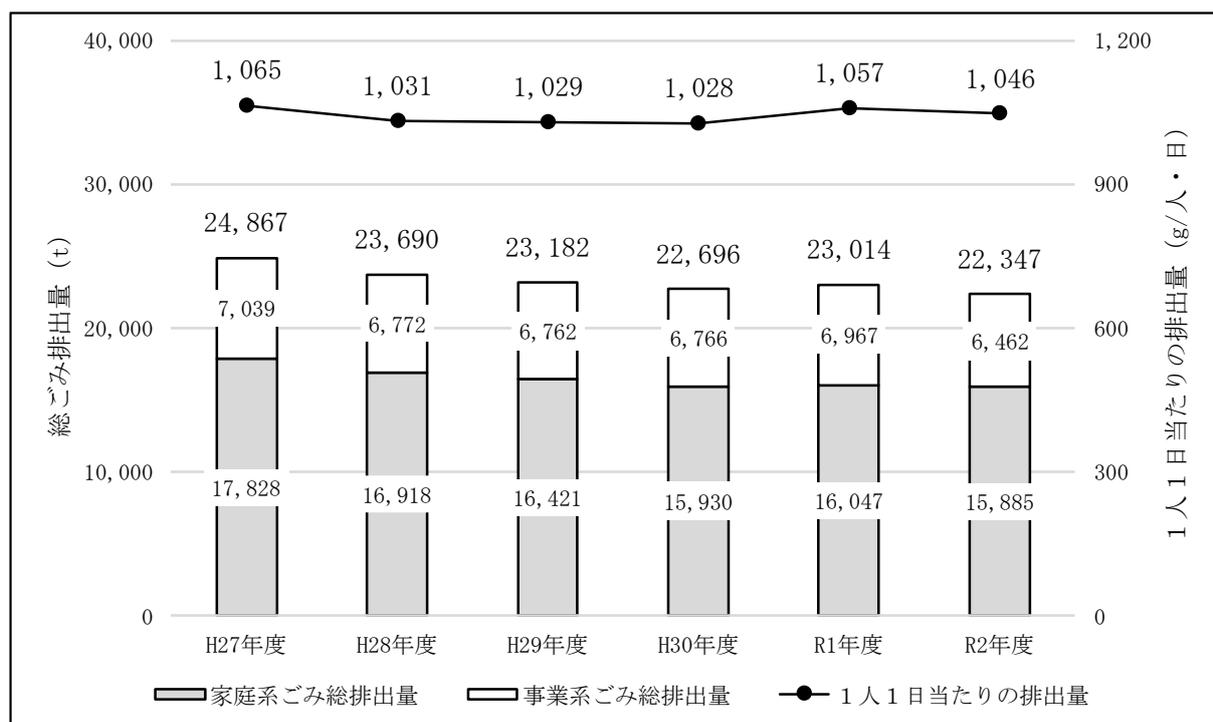


図2.3 総ごみ排出量と1人1日当たりのごみ排出量の推移

2 家庭系ごみ総排出量と1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移

本市における家庭系ごみ総排出量の推移及び1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を図2.4及び表2.8に示します。

家庭系ごみの内訳は、約75%が燃やすごみ、約15%が資源ごみです。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は減少傾向を示していたものの、令和元年度及び令和2年度は増加しました。令和元年度の増加は、ごみの収集頻度（排出機会）の増加、令和2年度の増加は、新型コロナウイルスによる影響に起因すると考えられます。

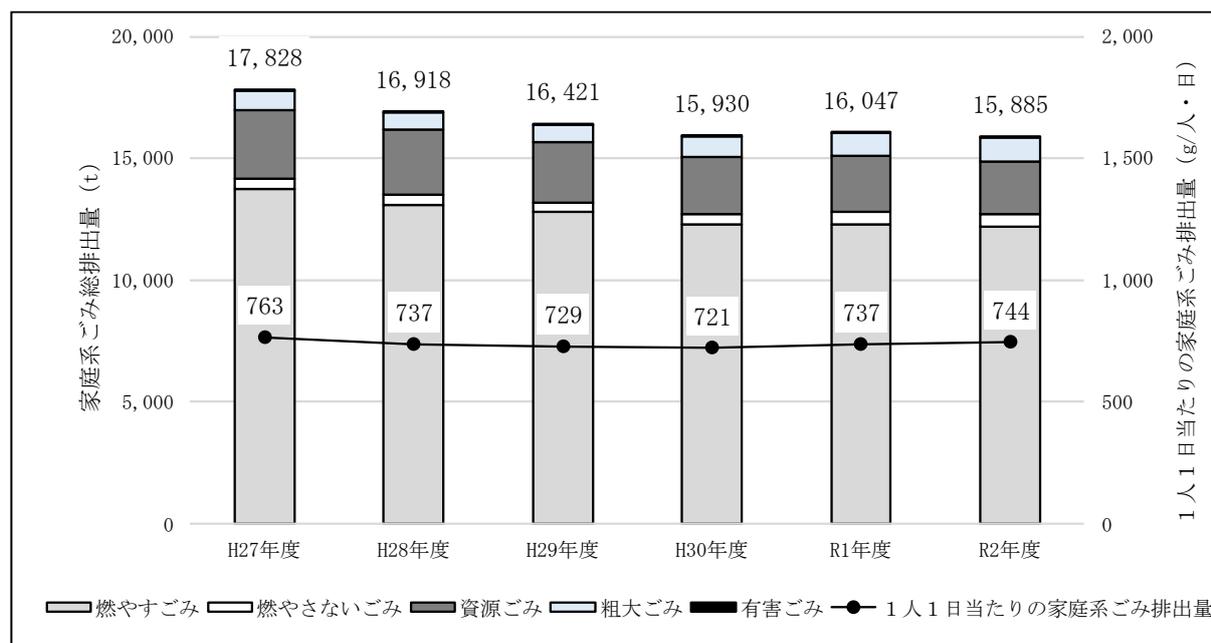


図2.4 家庭系ごみ総排出量と1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移

表2.8 家庭系ごみ総排出量と1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
		2015	2016	2017	2018	2019	2020
年度日数	日	366	365	365	365	366	365
人口	人	63,819	62,922	61,719	60,514	59,473	58,504
家庭系ごみ総排出量	t	17,828	16,918	16,421	15,930	16,047	15,885
燃やすごみ	t	13,733	13,094	12,795	12,274	12,290	12,202
燃やさないごみ	t	435	392	402	448	497	501
資源ごみ	t	2,796	2,682	2,459	2,318	2,298	2,152
粗大ごみ	t	832	722	735	860	932	1,000
有害ごみ	t	33	30	30	30	30	30
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	763	737	729	721	737	744

3 事業系ごみ総排出量の推移

本市における事業系ごみ総排出量を図 2. 5 事業系ごみ総排出量の推移及び表 2. 9 に示します。

事業系ごみの内訳は、約 95%が燃やすごみ、約 5%が燃やさないごみ及び粗大ごみとなっています（家庭系ごみとは異なり、資源ごみ及び有害ごみの収集は行っていません）。

事業系ごみ排出量は 6,700 トン前後で推移し、横ばい傾向を示しています。

なお、令和 2 年度は、前年度から大きく減少していますが、家庭系ごみと同様に令和 2 年の年初から流行した新型コロナウイルスの影響により、事業活動が縮小されたことに起因すると考えられます。

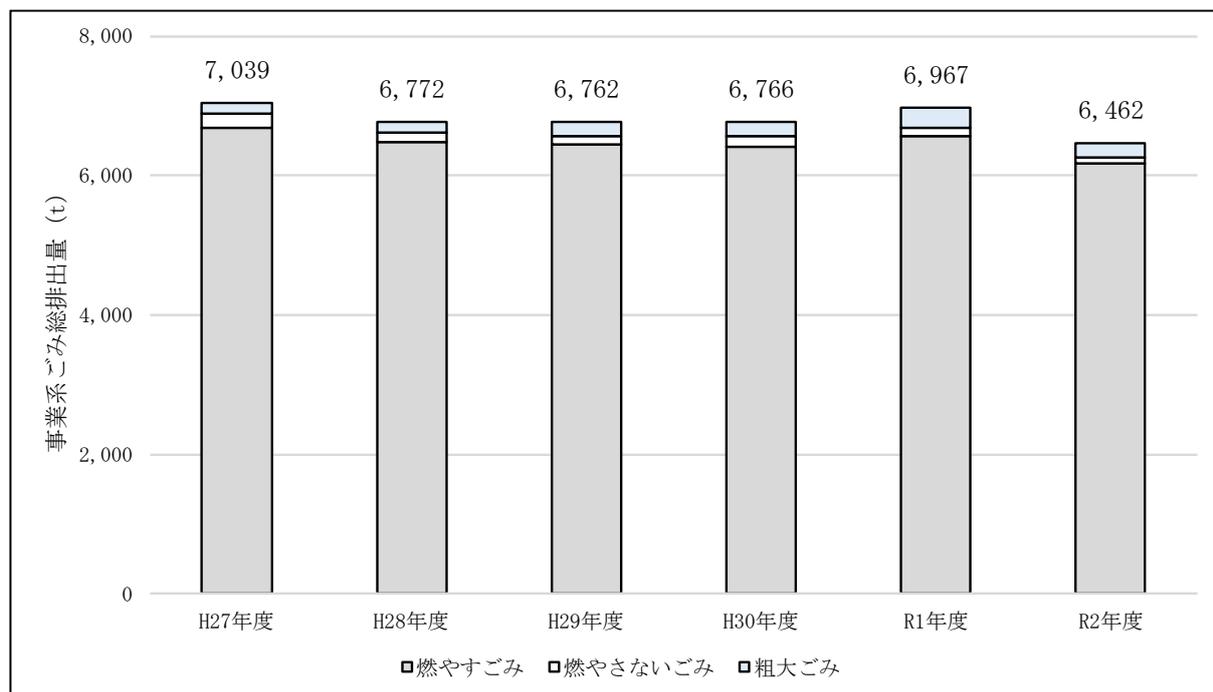


図 2. 5 事業系ごみ総排出量の推移

表 2. 9 事業系ごみ総排出量の推移

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
		2015	2016	2017	2018	2019	2020
年度日数	日	366	365	365	365	366	365
人口	人	63,819	62,922	61,719	60,514	59,473	58,504
事業系ごみ総排出量	t	7,039	6,772	6,762	6,766	6,967	6,462
燃やすごみ	t	6,691	6,480	6,437	6,419	6,572	6,170
燃やさないごみ	t	188	135	133	141	110	89
粗大ごみ	t	160	156	192	206	285	203
有害ごみ	t	0	0	0	0	0	0

第6節 中間処理の実績

1 焼却処理量

本市における焼却処理量及び焼却残渣率の推移を図2.6に示します。

本市では、ごみ焼却施設において、燃やすごみ、粗大ごみ処理施設から排出される破碎残渣（粗大ごみ処理施設で破碎処理されたごみ）、し尿処理残渣（し尿処理施設から排出される脱水汚泥）の焼却処理を行っています。

焼却処理量は20,000t超、焼却処理率は80%台前半で推移しています。

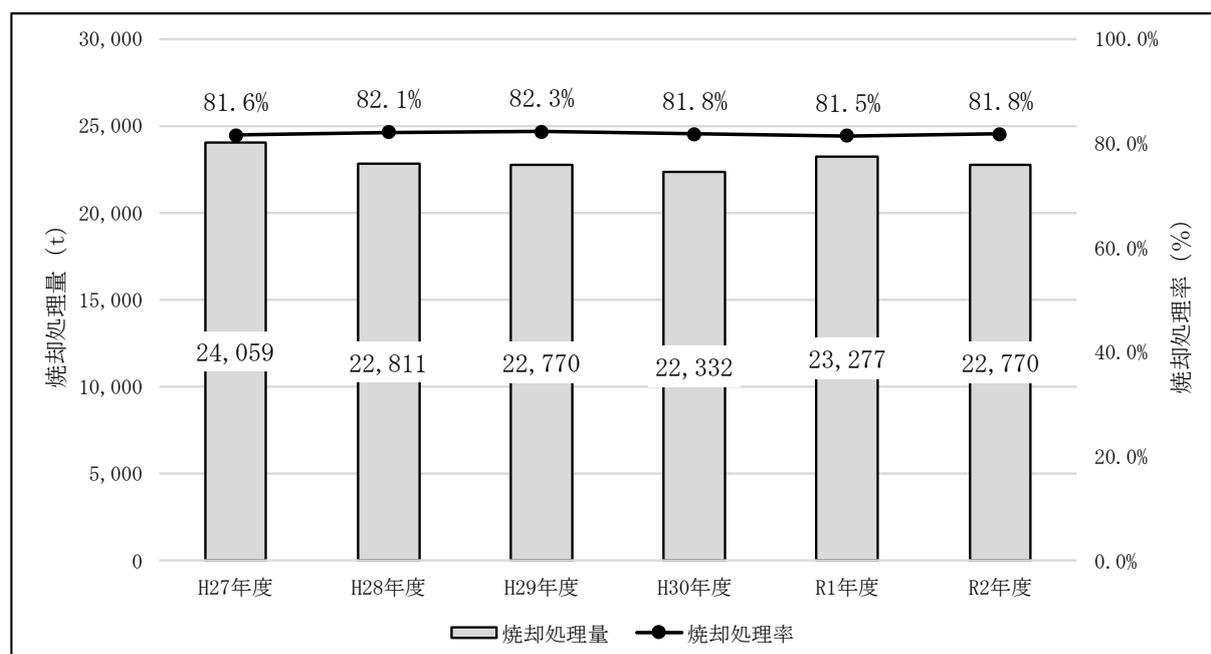


図2.6 焼却処理量・焼却処理率の推移

2 焼却ごみ質

焼却施設のホップステージ（ごみピットからごみホップに投入する際の一次保管場所）から採取した可燃ごみのごみ質を表 2. 10 に示します。

ごみ質は、ごみの物理的性質及び化学的性質の総称で、ごみ焼却施設の運転管理を行う上で重要な指標です。

用語	定義
三成分	水分、可燃分、灰分の割合
水分	分析試料を 105℃、2 時間乾燥させたときの減量分
可燃分	乾燥ごみ中の完全燃焼による減量分
灰分	可燃物質が持つ固有の灰分とガラス・金属・土砂等の不燃物の合計
低位発熱量	水分および可燃分中の水素が燃焼により水になったときの蒸発潜熱を差し引いた発熱量
種類別組成	紙・布類、ちゅう芥類等のごみを構成する要素・成分
元素組成	ごみの可燃分を構成する炭素、水素、窒素、硫黄、塩素、炭素の割合

表 2. 10 焼却ごみ質（数値は各年 4 月の結果）

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
		2015	2016	2017	2018	2019	2020
単位容積重量	t/m ³	0.105	0.143	0.138	0.113	0.116	0.161
三成分	水分	%	35.2	48.8	42.6	39.7	37.5
	可燃分	%	56.6	46.3	50.1	52.9	53.3
	灰分	%	8.2	4.9	7.3	7.4	9.2
発熱量	低位発熱量（計算値）	kcal/kg	2,340	1,790	2,000	2,140	2,350
	低位発熱量（実測値）	kcal/kg	3,190	2,180	2,640	3,120	2,850
種類別組成	紙・布類	%	53.2	50.1	50.8	40.9	50.6
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	%	21.4	15.2	24.8	30.0	25.6
	木・竹・ワラ類	%	13.5	20.6	4.7	11.9	10.4
	ちゅう芥類	%	4.7	13.0	12.9	8.7	9.8
	不燃物類	%	5.4	0.9	3.6	3.0	1.1
	その他	%	1.8	0.2	3.2	5.5	2.5
元素組成	炭素	%	54.16	49.59	51.28	54.54	54.04
	水素	%	7.62	7.02	7.26	7.68	7.66
	窒素	%	1.14	1.33	0.94	1.69	0.64
	硫黄	%	0.14	0.16	0.08	0.14	0.08
	塩素	%	0.20	0.71	0.81	0.99	0.36
	酸素	%	29.42	32.53	26.97	22.77	27.92

出典：村上市

3 破碎処理

本市では、粗大ごみ処理施設において、燃やさないごみ及び粗大ごみの破碎処理を行っています。

破碎処理後に可燃物（破碎残渣）並びに資源物（鉄、アルミニウム、リサイクルびん、小型家電）とに分別し、それぞれ焼却処理及び資源化を行っています。

第7節 資源化の実績

1 資源ごみの排出量の実績

資源ごみの排出量の実績を図 2. 7 及び表 2. 11 に示します。

資源ごみの 60%程度を紙類が占めており、紙類の再資源量の低下が資源ごみ全体の再資源量に影響しています。

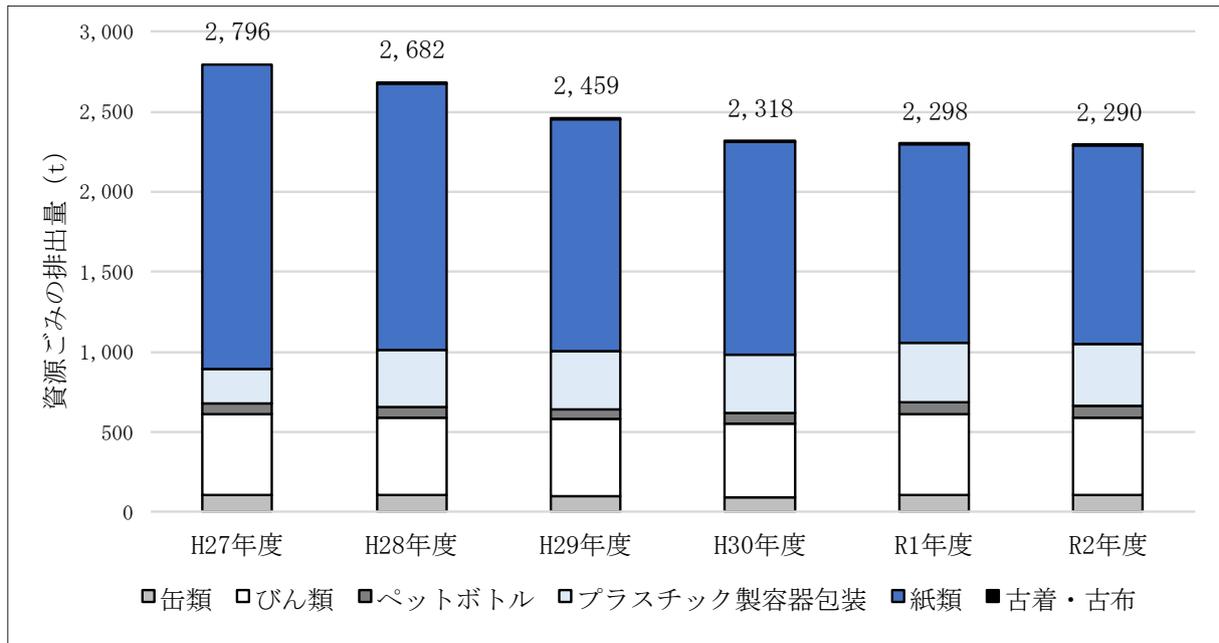


図 2. 7 資源ごみの排出量の実績

表 2. 11 資源ごみの排出量の実績

資源ごみ	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
		2015	2016	2017	2018	2019	2020
資源ごみ	t	2,796	2,682	2,459	2,318	2,298	2,290
缶類	t	110	104	101	96	107	107
アルミ缶	t	26	25	24	22	5	5
スチール缶	t	84	79	77	74	9	9
混合 (アルミ缶・スチール缶)	t	0	0	0	0	93	93
びん類	t	503	488	480	460	507	486
ペットボトル	t	63	62	63	63	70	70
プラスチック製容器包装	t	217	363	364	366	376	390
紙類	t	1,902	1,661	1,448	1,330	1,235	1,235
ダンボール	t	319	301	281	267	273	273
新聞	t	522	476	423	382	337	337
雑誌・チラシ	t	1,022	866	738	677	623	623
牛乳パック	t	3	3	3	3	2	2
紙類	t	36	15	3	3	1	0
古着・古布	t	0	3	4	4	3	3

2 破砕処理で選別される再生利用量の実績

破砕処理で選別される再生利用量の実績を図 2. 8 及び表 2. 12 に示します。

本市では、粗大ごみ処理施設において破砕処理を行い、金属、リサイクルびん、小型家電を回収しています。

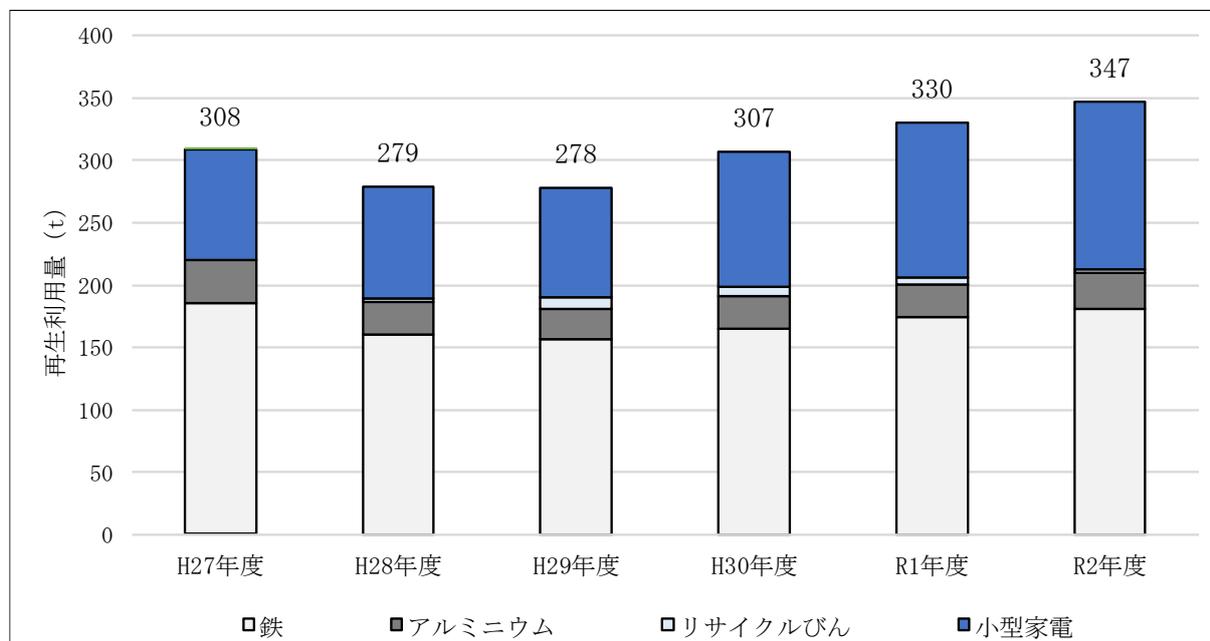


図 2. 8 破砕処理で選別される再生利用量の実績

表 2. 12 破砕処理で選別される再生利用量の実績

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
		2015	2016	2017	2018	2019	2020
破砕処理で選別される再生利用量	t	308	279	278	307	330	347
鉄	t	185	160	157	165	174	181
アルミニウム	t	34	27	24	26	27	29
リサイクルびん	t	0	2	9	8	5	3
小型家電	t	89	90	88	108	124	134

3 リサイクル率

本市における資源化量とリサイクル率の推移を図2.9及び表2.13に示します。

本市では、缶類、びん類、紙類、プラスチック製容器包装、ペットボトルを資源ごみとして分別収集を行っています。これらの資源ごみは、本市が委託する民間事業者により収集・運搬、資源化が行われています。

これらの資源ごみに加えて、焼却施設から搬出される焼却残渣（焼却灰）の一部、粗大ごみ処理施設から搬出される鉄、アルミニウム、びん（カレット）及び小型家電についても、本市が委託する民間事業者により資源化が行われています。

資源化量、リサイクル率ともに減少傾向を示し、令和2年度のリサイクル率は18.7%となっています。

なお、缶類、ペットボトル、食品トレイ、段ボールなどの資源ごみは、スーパーマーケット等での店頭回収も行われています。

用語	定義
リサイクル率R [%]	焼却灰のセメント原料化等を含む資源化率 (直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) / (ごみ処理量+集団回収量) ×100 で示される割合
リサイクル率R' [%]	焼却灰のセメント原料化等を除いた資源化率
直接資源化	分別回収により直接資源化が行われるごみ
中間処理後再生利用	焼却施設、粗大ごみ処理施設等の中間処理施設における再生利用量

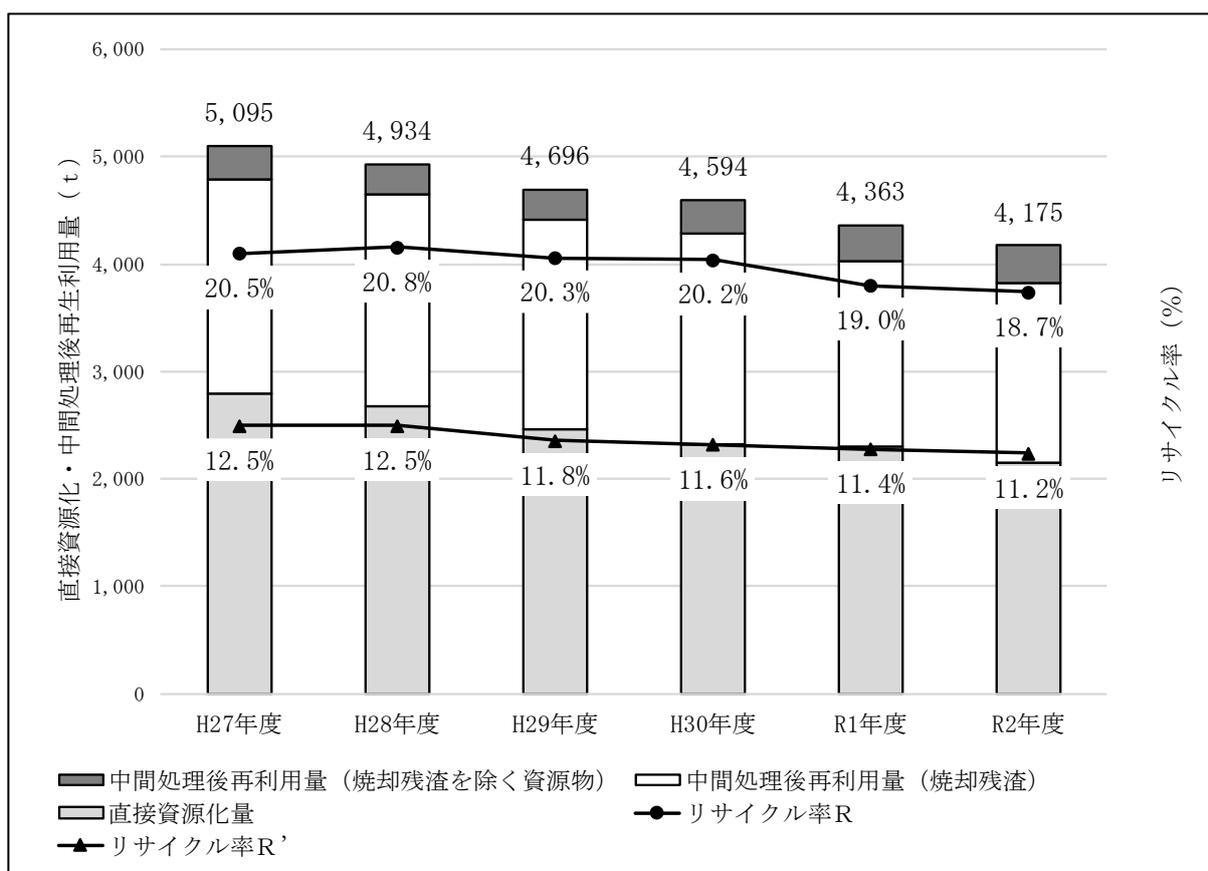


図 2. 9 資源化量・リサイクル率の推移

表 2. 13 資源化量・リサイクル率の推移

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
		2015	2016	2017	2018	2019	2020
資源化量	t	5,095	4,934	4,696	4,594	4,363	4,175
直接資源化量	t	2,796	2,682	2,459	2,318	2,298	2,152
中間処理後再利用量	t	2,299	2,252	2,237	2,276	2,065	2,023
焼却残渣	t	1,991	1,973	1,959	1,969	1,735	1,677
焼却残渣を除く資源物	t	308	280	278	307	330	346
リサイクル率R	%	20.5%	20.8%	20.3%	20.2%	19.0%	18.7%
リサイクル率R'	%	12.5%	12.5%	11.8%	11.6%	11.4%	11.2%

第8節 最終処分の実績

本市における最終処分量と最終処分率の推移を図2. 10に示します。

本市では、最終処分場の延命化を図るため、焼却施設から排出される焼却残渣（焼却灰）のうち飛灰を本市の最終処分場に埋め立てし、主灰については市外・県外へ搬出して、委託による資源化及び最終処分（埋立）を行っています。

令和元年度と令和2年度に最終処分量が大幅に増加しています。これは、平成30年度までは、リスク分散を図るため、主灰を埼玉県内のリサイクル事業者への委託により資源化していましたが、令和元年度からは、主灰の受入先を増やして、新たに山形県内の最終処分場への委託による最終処分（埋立）を開始したことによるものです。山形県内の最終処分場での処分量は、令和元年度188t、令和2年度275tです。また、令和3年度からは、糸魚川市内のリサイクル事業者への委託による資源化も開始しています。

用語	定義
主灰	焼却炉でゴミを焼却したときに、炉の底部から排出される燃えがら。
飛灰	ゴミを焼却するときに発生する排ガスに含まれる煤塵（ばいじん）。
最終処分量	直接最終処分量＋焼却残渣量＋処理残渣量
最終処分率	$(\text{直接最終処分量} + \text{焼却残渣量} + \text{処理残渣量}) / (\text{ゴミ処理量} + \text{集団回収量}) \times 100$ で示される割合

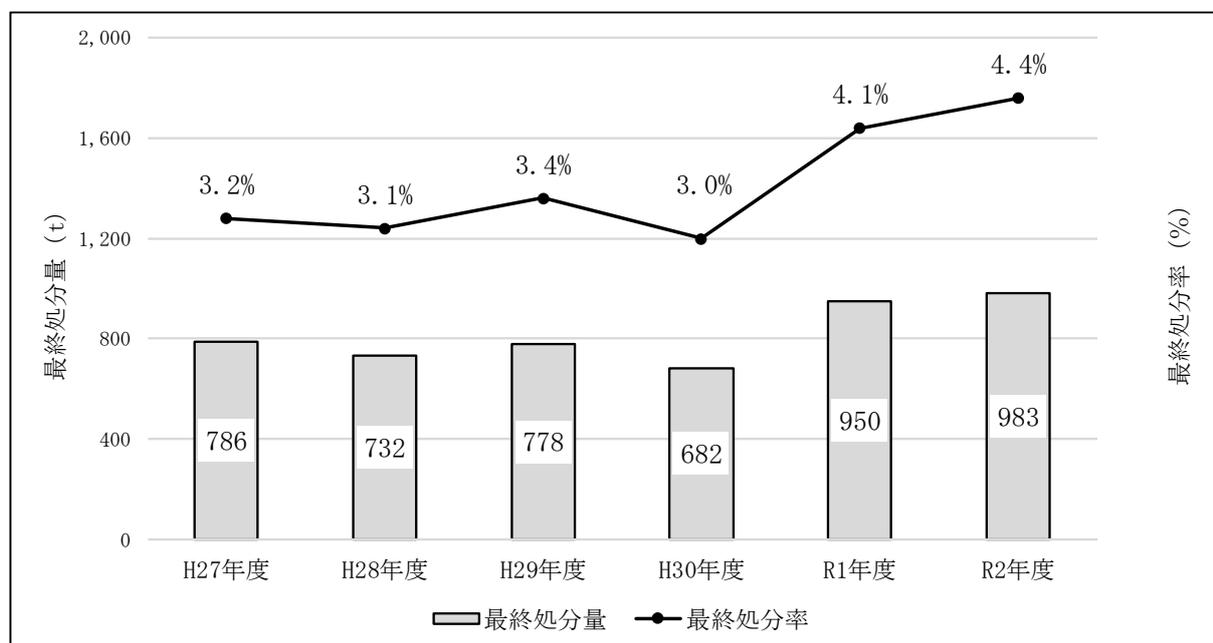


図2. 10 最終処分量・最終処分率の推移

第9節 ごみ処理経費の実績

本市におけるごみ処理経費の実績を図 2. 11 及び表 2. 14 に示します。

処理及び維持管理費は 8 億円台前半、1 人当たりの処理経費は 13,000 円前後で推移しています。

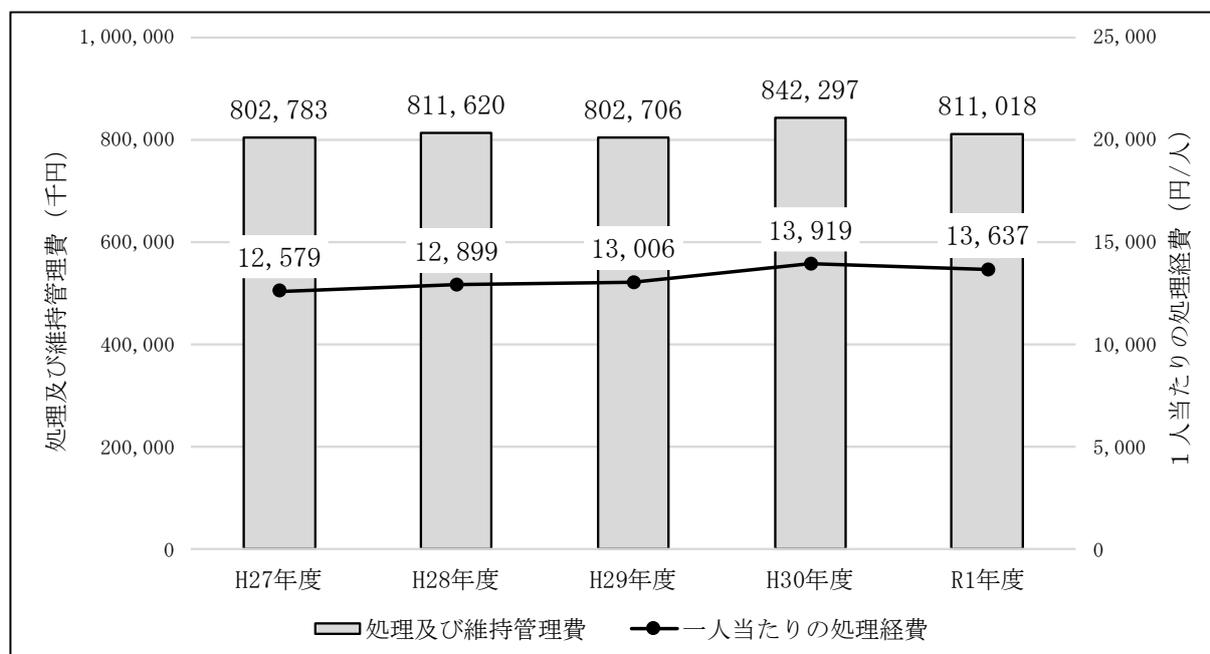


図 2. 11 ごみ処理経費の実績

表 2. 14 ごみ処理経費の実績

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
	2015	2016	2017	2018	2019
人口	人 63,819	62,922	61,719	60,514	59,473
総ごみ排出量	t 24,867	23,690	23,182	22,696	23,014
処理及び維持管理費	千円 802,783	811,620	802,706	842,297	811,018
人件費	千円 68,919	70,875	69,190	68,607	64,507
一般職	千円 68,919	70,875	69,190	68,607	64,507
収集運搬	千円 0	0	0	0	0
中間処理	千円 0	0	0	0	0
最終処分	千円 0	0	0	0	0
処理費	千円 57,611	51,530	52,780	54,838	49,673
収集運搬費	千円 39,147	34,239	33,283	34,496	30,535
中間処理費	千円 1,257	1,200	1,149	1,102	1,127
最終処分費	千円 17,207	16,091	18,348	19,240	18,011
車両等購入費	千円 0	0	0	0	0
委託費	千円 676,253	689,215	680,736	718,852	696,838
収集運搬費	千円 265,059	265,385	265,246	296,990	266,425
中間処理費	千円 378,495	395,128	386,520	390,327	404,470
最終処分費	千円 32,699	28,702	28,970	31,535	25,943
その他	千円 0	0	0	0	0
調査研究費	千円 0	0	0	0	0
1トン当たりの処理経費	円 32,283	34,260	34,626	37,113	35,240
市民1人当たりの処理経費	円 12,579	12,899	13,006	13,919	13,637

第10節 前計画の計画目標値の達成状況

前計画の計画目標値の達成状況を表 2. 15 に示します。

表 2. 15 前計画の計画目標値の達成状況

	実績	最終目標	達成状況
	令和 2 年度	平成 33 年度 (令和 3 年度)	
1 ①発生抑制目標 (総ごみ発生量)	22,347t/年	21,664t/年	未達成
②うち事業系ごみの総量	6,462t/年	5,002t/年	未達成
2 1人1日当たりの家庭から排出されるごみ量	744g/人・日	746g/人・日	達成
3 資源化率	18.7%	28.5%	未達成
4 最終処分量	983t/年	635t/年	未達成

第11節 ごみ処理における課題

ごみ処理の現状を踏まえた課題を以下に示します。

1 ごみの排出

本市におけるごみの総排出量及び1人1日当たりの排出量は、新型コロナウイルス感染症の影響などから増減の傾向が把握しにくい状況ですが、ほぼ横ばい傾向を示していると捉えられます。しかしながら、前計画では、1人1日当たりの家庭から排出されるごみ量については目標を達成しましたが、総ごみ発生量は目標を達成しておらず、これは、事業系ごみの減量が計画どおり進まなかったことが要因と考えられます。

ごみの減量や分別などに関する周知や啓発を継続し、特に事業者においては、分別の徹底による可燃ごみの減量と資源化の促進を図っていく必要があります。

2 資源化

焼却灰の資源化を含む令和2年度の資源化率は18.7%であり、前計画の目標である28.5%を大きく下回っています。

分別収集の浸透により、プラスチック製容器包装、ペットボトル、ビン類、缶類の収集量は増加傾向にあります。新聞、雑誌、チラシなどの収集量は大幅に減少しており、インターネットやスマートフォンの普及による紙媒体の電子化が進んだことが一因と考えられます。

焼却灰については、市外・県外のリサイクル業者への委託により、60%以上を資源化していますが、リサイクル率の向上を図るためには、更に資源化を図る必要があります。

3 中間処理

本市のごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設である村上市ごみ処理場(エコパークむらかみ)は、平成27年3月に稼働を開始し、DBO方式(公設民営方式)により村上環境テクノロジー株式会社が運営を行っています。

施設の円滑な管理運営を維持・継続していくため、運営事業者との連携を密にし、計画的な補修を行いながら、施設の長寿命化を図る必要があります。

4 最終処分

市内2箇所の最終処分場の令和2年度末の埋立地残余容量は埋立容量に対し、荒沢最終処分場27.0%(22,267 m³)、荒川郷最終処分場50.0%(8,608 m³)となっています。荒川郷最終処分場については、現在は埋立を休止しており、旧ごみ処理場敷地内埋設残渣を既定の容量まで搬入した後、閉鎖することとしています。

令和2年度の最終処分量は983t/年で、前計画の目標である635t/年を大きく超過しています。これは、他県の最終処分場への焼却灰の搬出量(埋立処理分)が増加したことが要因ですが、最終処分量を低減し、最終処分場の延命化を図るためには、ごみの減量・資源化を更に推進する必要があります。

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念

産業・技術の高度化と市場経済の発達は、私たちの生活に豊かさや利便性といった恩恵をもたらしましたが、その一方で環境汚染、地球温暖化、資源の枯渇などの環境問題を引き起こしています。良好な環境を次世代に引き継ぐためには、SDGs の理念に基づく持続可能な社会への転換が必要であり、私たち 1 人ひとりのライフスタイルを見直し、資源循環型のまちづくりをしていかなければなりません。

資源循環を行っていくには、あらゆる場面で環境に配慮した行動が求められます。市民・事業者・行政がそれぞれの立場で考え方や行動を見直し、適切な役割分担の下で協働することによって実現されるものです。

本計画では資源循環のまちづくりを目標として、ごみを循環資源としてとらえ、市民・事業者・行政の三者協働による 5 R の取り組みを推進していくことを基本理念とします。

市民・事業者・行政との協働による資源循環のまちづくり

～持続可能な社会を目指して～

第2節 基本方針

基本理念の実現に向け、基本方針を以下のとおり定め、施策を推進します。

基本方針	
方針 1	市民・事業者・行政の協働により、5 R を推進します。 市民・事業者・行政が、ごみ処理に関する自らの責務を自覚し、一体となって 5 R に取り組み、ごみの減量及び資源化等を推進することにより、持続可能な循環型社会・低炭素社会の創造を目指します。
方針 2	安心・安全で、環境負荷の少ないごみ処理を推進します。 効率的な収集体制、循環型社会に適応した資源化、最終処分の減量化につながる適切な焼却等、ごみの収集・運搬から中間処理・最終処分に至るまで、安全・安心で環境負荷の少ないごみ処理を推進します。

第3節 数値目標

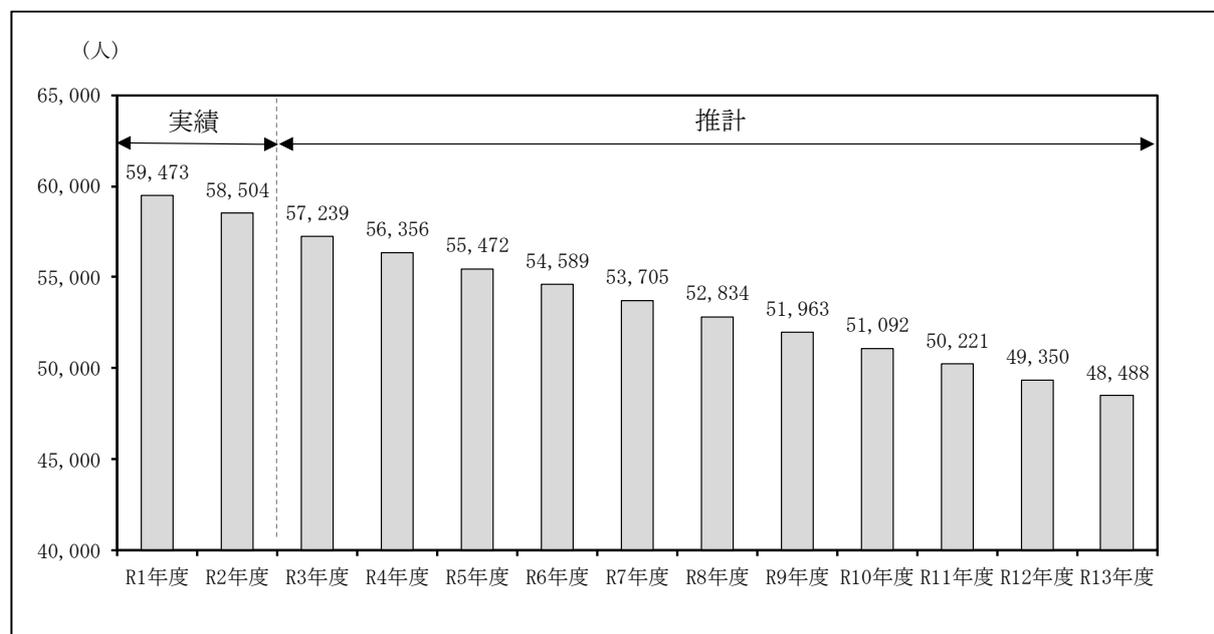
1 数値目標

本計画では、「発生抑制目標（総ごみ排出量）」、「事業系ごみの総排出量」、「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」、「リサイクル率R」を指標とする数値目標を掲げ、目標の達成を目指します。

	実績	中間目標	最終目標
	令和2年度	令和8年度	令和13年度
1 ①発生抑制目標 (総ごみ排出量)	22,347t/年	20,034t/年	18,165t/年
②うち事業系ごみの総排出量	6,462t/年	5,909t/年	5,369 t/年
2 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	744g/人・日	732g/人・日	721g/人・日
3 リサイクル率R	18.7%	25.2%	28.0%

第4節 将来人口

本市の人口の推移と将来予測を図2.12に示します。
今後も人口が減少していくことが予測されます。



出典：「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」国立社会保障・人口問題研究所

図2.12 人口の推移と将来予測

第5節 将来予測と目標

1 1人1日当たりの排出量の将来予測と目標

総ごみ排出量と1人1日当たりの排出量の将来予測（現状推移）を図2. 13に、総ごみ排出量と1人1日当たりの排出量の将来予測と目標の比較を図2. 14に示します。

市民、事業者、行政の協働による取り組みを進め、現状で推移した場合の将来予測（20,083t）から、1,918tの減量を目指します。

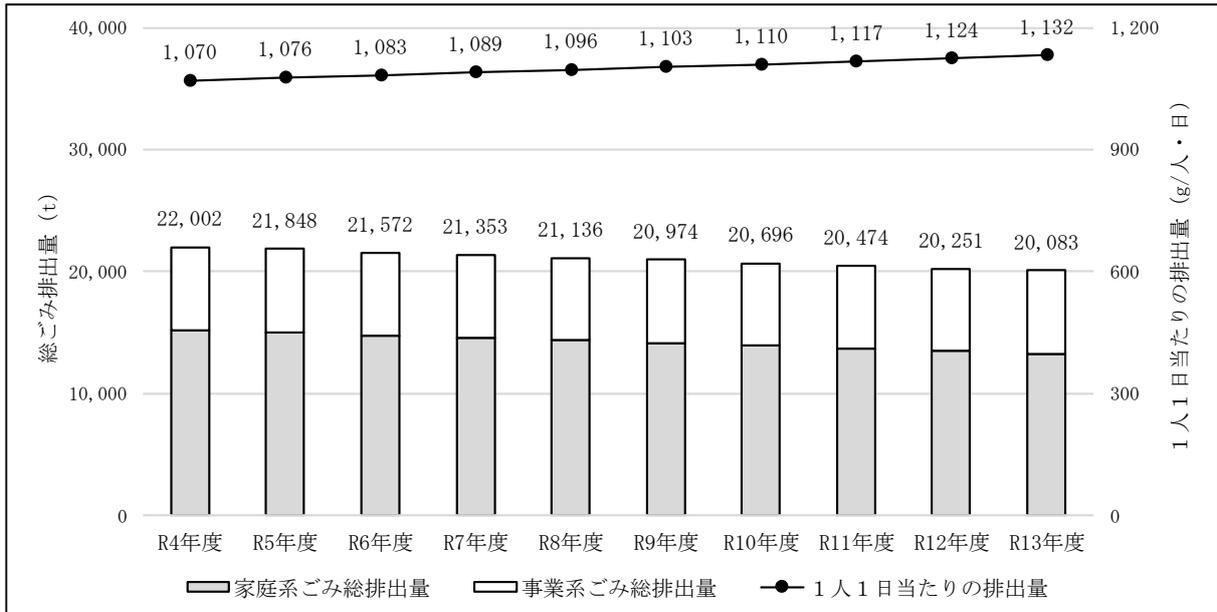


図2. 13 1人1日当たりの排出量の将来予測（現状推移）

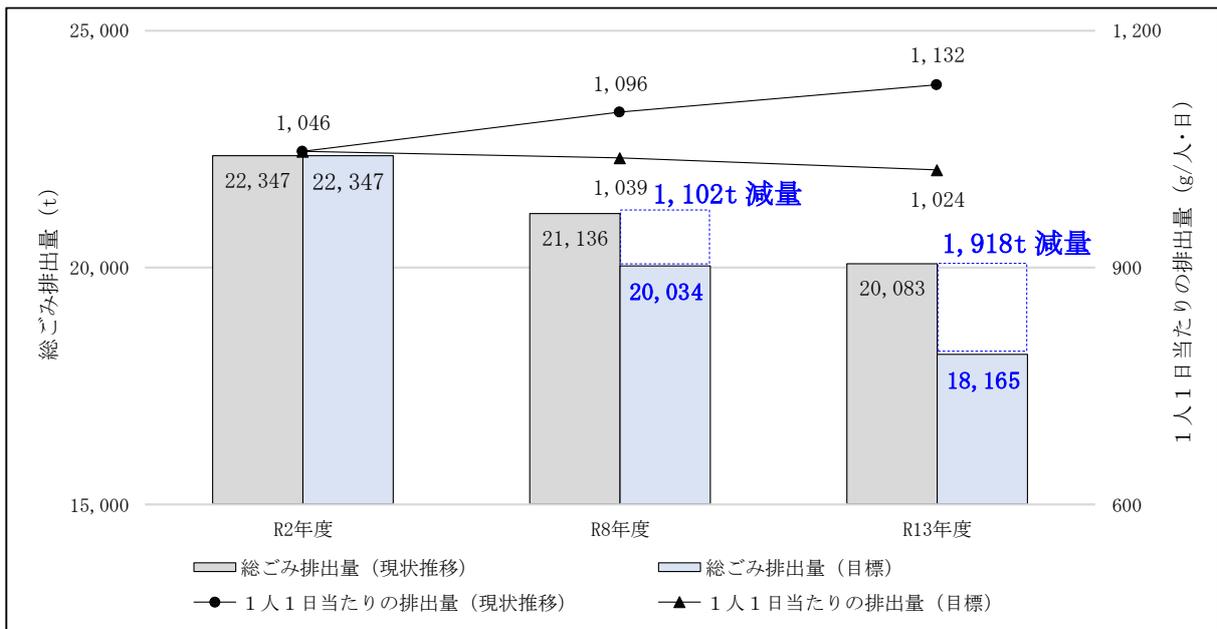


図2. 14 総ごみ排出量と1人1日当たりの排出量の将来予測と目標の比較

2 事業系ごみ排出量の将来予測と目標

事業系ごみ総排出量の将来予測（現状推移）を図 2. 15 に、事業系ごみ総排出量の将来予測と目標の比較を図 2. 16 に示します。

事業系ごみ対策を推進し、現状で推移した場合の将来予測（6,802t）から、1,433t の減量を目指します。

なお、令和 2 年度は、新型コロナウイルスの影響により、事業活動が縮小されたことにより、事業系ごみ総排出量が将来予測よりも少なくなっています。

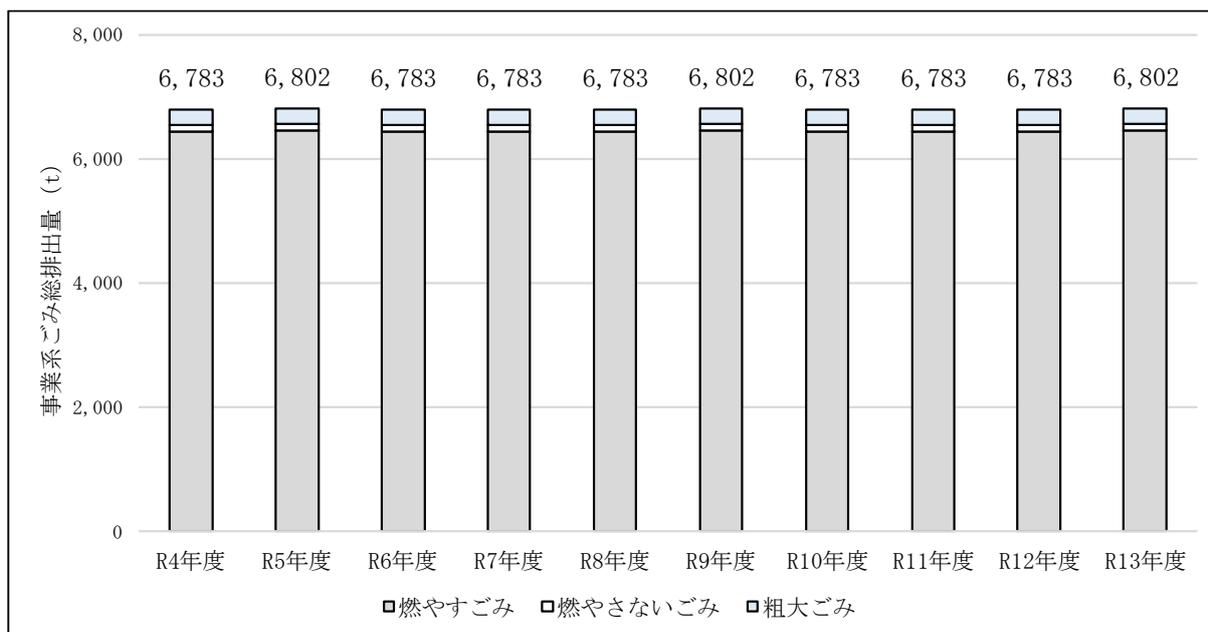


図 2. 15 事業系ごみ総排出量の将来予測（現状推移）

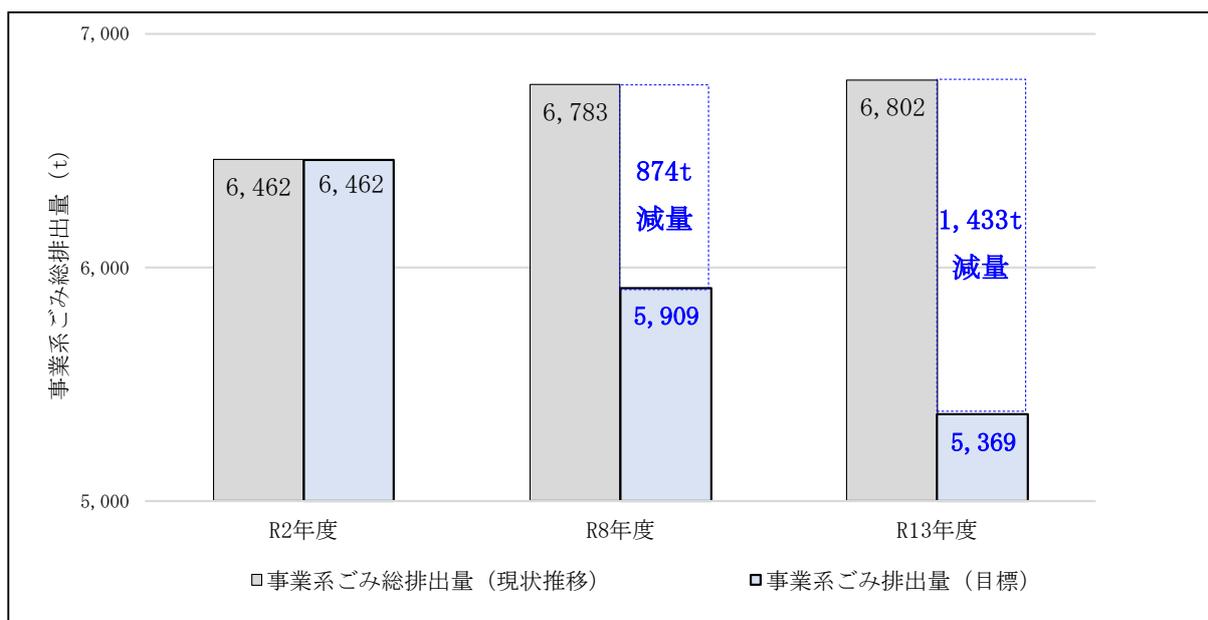


図 2. 16 事業系ごみ総排出量の将来予測と目標の比較

3 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の将来予測と目標

家庭系ごみ総排出量と1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の将来予測（現状推移）を図 2. 17 に、家庭系ごみ総排出量と1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の将来予測と目標の比較を図 2. 18 に示します。

ごみの減量化やリサイクルの推進に取り組み、現状で推移した場合の将来予測（748g/人・日）から27g減量し、721g/人・日を目指します。

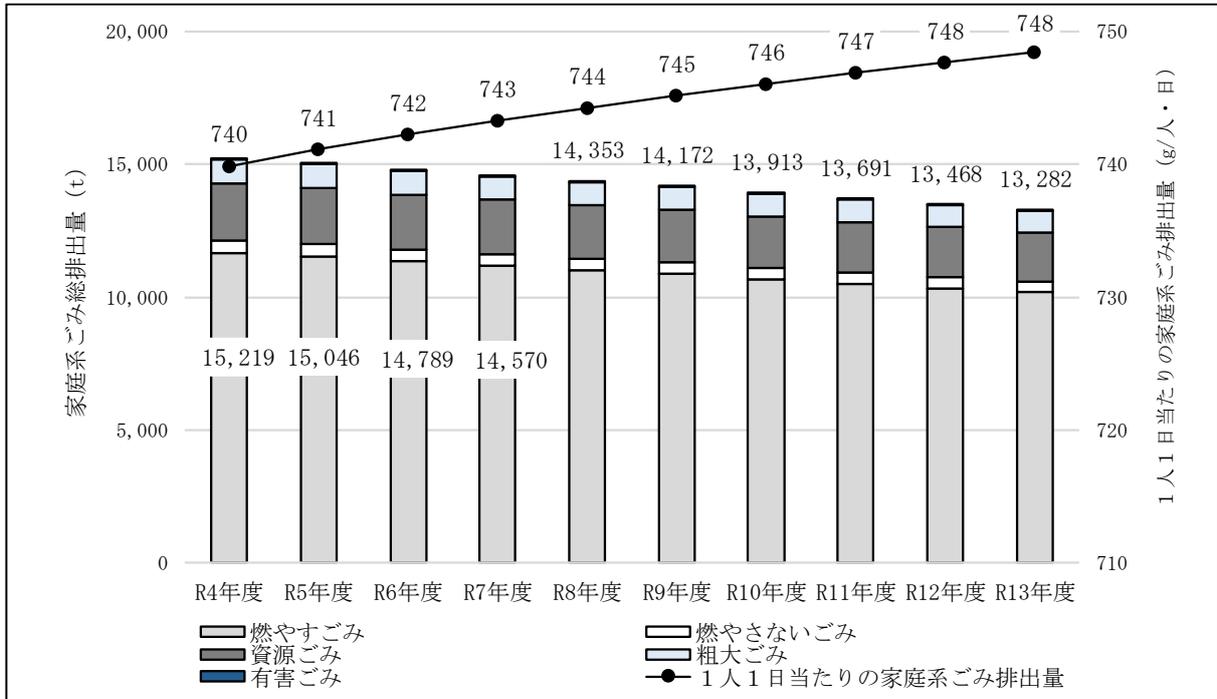


図 2. 17 家庭系ごみ総排出量と1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の将来予測（現状推移）

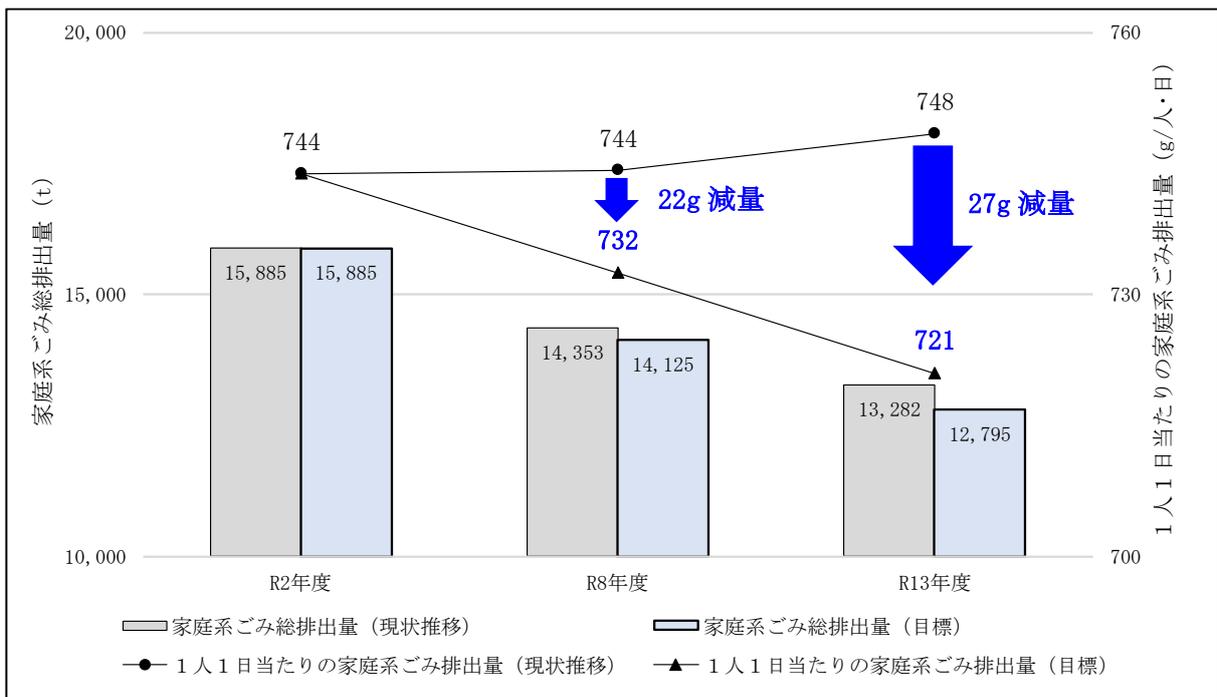


図 2. 18 家庭系ごみ総排出量と1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の将来予測と目標の比較

4 リサイクル率の将来予測と目標

資源化量とリサイクル率の将来予測（現状推移）を図 2. 19 に、資源化量とリサイクル率の将来予測と目標の比較を図 2. 20 に示します。

分別収集の強化に取り組み、現状で推移した場合の将来予測（18.3%）から 9.7 ポイントアップの 28.0%を目指します。

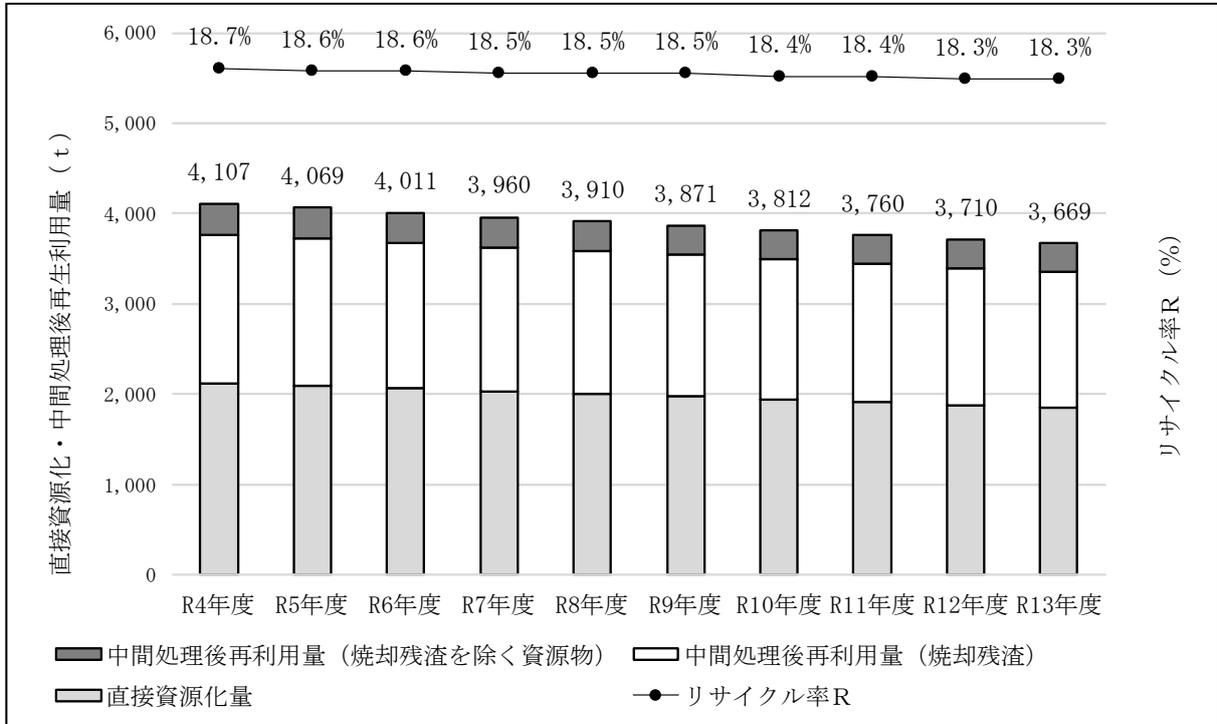


図 2. 19 資源化量とリサイクル率の将来予測（現状推移）

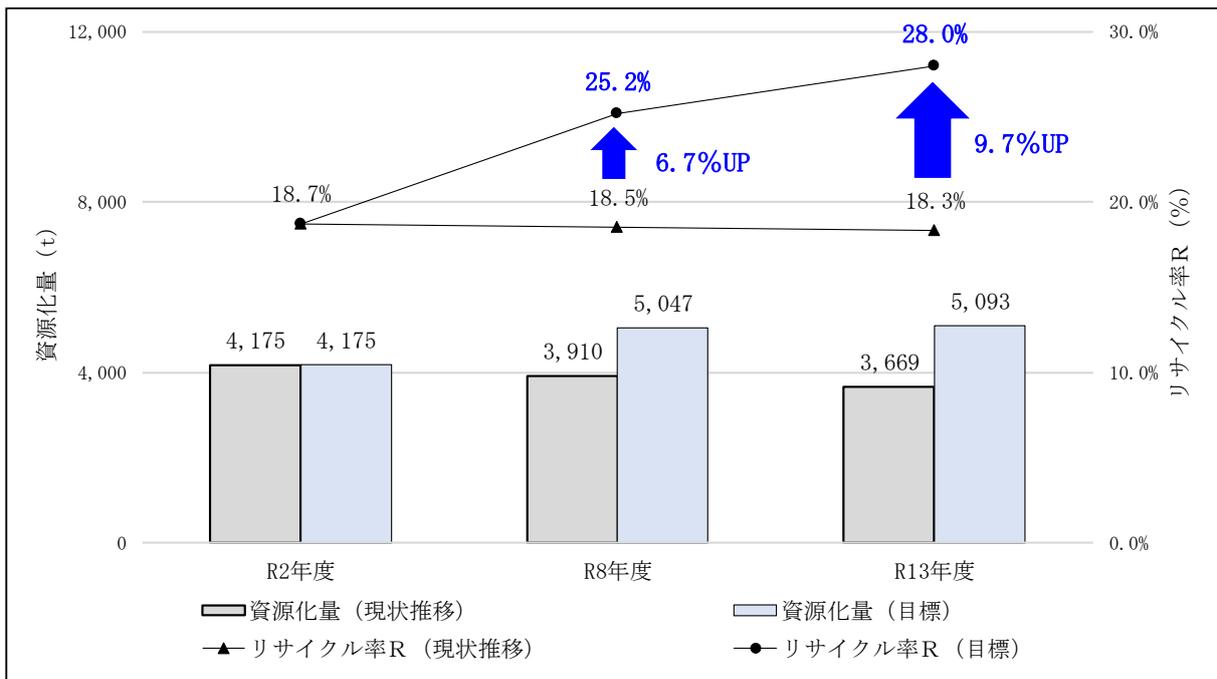
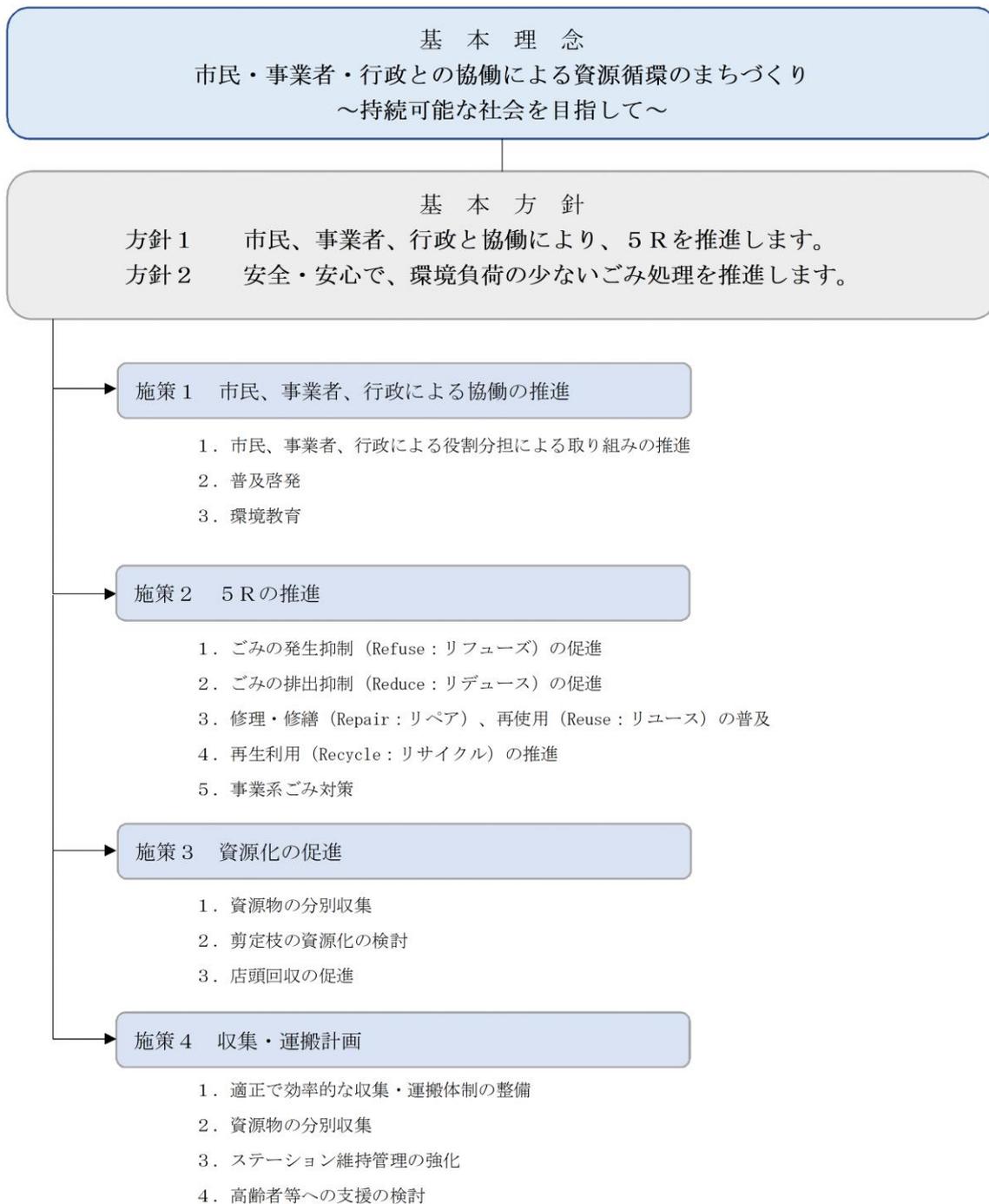


図 2. 20 資源化量とリサイクル率の将来予測と目標の比較

第6節 計画の推進

基本方針を受け、計画を達成するための具体的な施策を定めます。
施策の体系と概念を図 2. 21 に示します。



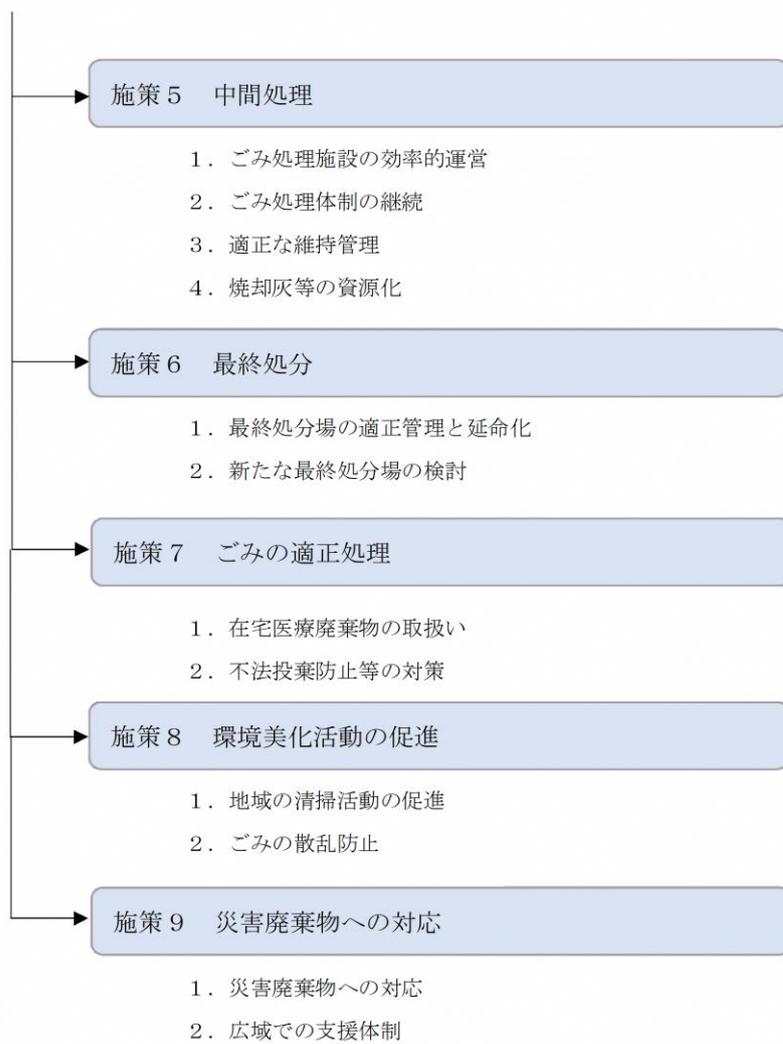


図 2. 21 施策の体系と概念

1 市民・事業者・行政による役割分担による取り組みの推進

(1) パートナーシップによる取り組みの推進

ごみの発生抑制、再使用及び再生利用を効率的に、着実に推進していくために、市民、事業者及び行政のパートナーシップによる取り組みを進めます。

市 民

◇実践（市民活動）

- ・ライフスタイルの転換
- ・商品の選択、ムダの排除
- ・ごみの分別、リサイクル
- ・環境学習への参加

ア. 市民の取り組み

- a. 不必要なものを買わない、受け取らない等日常的な生活で心がけ、使い捨て商品の安易な使用を自粛し、買い物袋を持参する等、ごみを出さないライフスタイルを実践する。
- b. 商品の購入では、容器包装廃棄物の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及び再生品を選択する。
- c. 商品の使用では、故障時の修理を励行し、なるべく長期間使用する。
- d. 行政、事業者の行う再資源化に対する取り組みに協力する。

事 業 者

◇実践（事業活動）

- ・省資源、省エネ
- ・商品改良、簡易包装
- ・製品回収
- ・再生資源の利用

イ. 事業者の取り組み

- a. 原材料の選択や製造工程の工夫等による発生抑制を推進する。
- b. ごみの再生利用を他の事業者と連携して行う等、適正な循環利用を推進する。
- c. 容器包装の簡素化、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品の製造または販売、修繕体制の整備、建物の長寿命化、適正な処理が困難とならない商品の製造または販売、必要な情報の提供等を積極的に行う。
- d. 自らが製造等を行った製品や容器等がごみとなったものについて極力自主的に引き取り、循環利用を推進する。

行 政

◇リーダーシップの発揮

- ・計画、目標の設定
- ・情報提供
- ・教育、支援
- ・施設整備

ウ. 行政の取り組み

- a. ごみの発生抑制や資源化に係る計画や目標の設定を行い、市民、事業者の取り組みを調整し取りまとめる。
- b. ごみの排出・処理の状況、資源循環・適正処理に係る法制度や技術的動向等の情報提供を適切に実施する。
- c. ごみや資源物の循環利用に係る補助金等の支援を継続する。
- d. 循環利用のできないごみの中間処理や最終処分施設を確保する。

2 普及啓発

(1) 広報やイベント開催による啓発

市の広報、ホームページ、ごみの分別冊子等を通じて情報発信するとともに、環境フェスタ等のイベントを通じ、啓発活動を実施します。

(2) ごみ減量化、リサイクルキャンペーンを実施

国・県や関連団体と連携し、ごみ減量等を周知するキャンペーンを実施します。

(3) 事業所への指導・啓発

啓発リーフレットの配布、収集時の指導、搬入時のチェック・指導等、事業所への啓発・指導を進めます。

3 環境教育

(1) 生涯学習の場を通じた環境学習の推進

出前講座、生涯学習等でのごみに関する学習会の実施等、大人に対する環境学習を推進します。

(2) ごみ処理施設での廃棄物情報の提供

小・中学校、自治会等に対応し、ごみ処理施設の見学を受け入れ、廃棄物や環境について積極的に啓発を行います。

施策 2	5 R の推進
------	---------

1 ごみの発生抑制（Refuse：リフューズ）の促進

(1) マイバッグ持参の促進

ごみとなるレジ袋量の削減のため、市民へマイバッグの持参を呼びかけます。

(2) マイボトル利用の促進

使い捨て容器を削減するため、市民・事業者にマイボトルの利用を呼びかけます。

(3) 脱プラスチックの推進

レジ袋の有料化により、買い物の際のレジ袋使用は少なくなりましたが、一層の脱プラスチックを進めるため、簡易包装品の購入を働きかけるなど、化石燃料を原料とするプラスチックに依存しない生活スタイルへの転換を推進します。

2 ごみの排出抑制（Reduce：リデュース）の促進

(1) 生ごみ減量の推進

生ごみの水切りや処理器の活用など、生ごみの減量につながる取り組みを推進し、生ごみ堆肥化容器、生ごみ処理器、生ごみ水切り密閉容器の購入への助成を継続します。

(2) 食品ロスの削減

家庭や飲食店での「食べきり」運動を推奨するほか、買い物時から使用時までの間に食品ロスを出さないような意識を高める取り組みを検討します。

また、食品ロス削減にもつながるフードバンク活動を推進します。

(3) 家庭ごみ処理手数料の適正化

ごみの減量化の進捗状況の分析や他自治体動向の把握等を行い、ごみ処理手数料の適正化について検討します。

3 修理・修繕（Repair：リペア）、再使用（Reuse：リユース）の普及

(1) 修理・修繕（リペア）、再使用（リユース）に関する情報提供

リペア・リユースの大切さや市内の民間再使用ルート、フリーマーケット開催に関する情報提供を行います。

市民や事業者が日常の活動でリペア・リユースを優先するよう、リペア・リユースの必要性を発信するとともに、修理店、リサイクルショップ、古書店、古着屋等の情報提供を行っていきます。また、発生抑制の一環として、使用頻度の少ないものや使用期間の短いものの調達は、リースやレンタル商品の活用を進める対策を検討します

4 再生利用（Recycle：リサイクル）の推進

(1) 店頭回収の定着・拡大

販売店等の協力を得て、容器包装類やペットボトル等の店頭回収の定着・拡大を図り、市民にとって身近な場所でのリサイクルを推進します。

(2) プラスチックリサイクルの推進

国は「プラスチック資源循環戦略」を策定し、プラスチックの資源循環を推進することとしています。プラスチックごみのリサイクルを促進するため、バイオマスプラスチックを使用した可燃用指定ごみ袋の導入や、プラスチックごみの収集拡大を検討します。

5 事業系ごみ対策

(1) 事業系ごみの実態把握

事業系ごみの課題を把握するために、業種、規模等により異なる実態を調査する必要があり、そのためのアンケート等を計画します。

(2) 事業系ごみの処理手数料の見直し

事業系の処理手数料の改定について、近隣自治体の動向等を調査分析し、見直しを検討します。

(3) 民間のちゅう芥類（生ごみ）の資源化事業への支援

厨芥の資源化等、民間事業者による資源化の取り組みを支援します

施策 3	資源化の促進
------	--------

1 資源物の分別収集

資源物の分別収集を、引き続き実施します。特に、お菓子の箱、包装紙、メモ用紙等の「雑紙」については、「新聞紙」「ダンボール」に比べ、分別されていないことから、分別の徹底を図ります。

市報やホームページで周知を図るとともに、各町内・集落の協力のもと分別回収量の増加をめざします。

2 剪定枝の資源化の検討

現在、焼却されている家庭等から出る剪定枝、刈り草等の資源化について検討します。

3 店頭回収の促進

スーパーマーケット等の事業者による店頭回収の拡大を目指して、市の広報等で実施店舗を紹介する等の支援策を検討します。

施策 4	収集・運搬計画
------	---------

1 適正で効率的な収集・運搬体制の整備

収集運搬委託業者及び許可業者による収集・運搬体制を継続しつつ、効率のよい収集・運搬を委託業者、許可業者と連携を図って維持します。

また、排出量の変化に応じた資源回収、適正な収集回数や収集ルート、収集区域の検討を行うとともに、ステーションの設置数や設置位置の適正化を図ります。

委託業者及び許可業者に対しては、安全性に係る指導を継続し、低公害車両の使用についての検討を求めるとともに、環境に優しい収集・運搬作業を促します。

2 資源物の分別収集

資源物の分別収集を、引き続き実施します。

3 ステーション維持管理の強化

ステーションの維持管理に関しては、ステーション利用者が行うこととなっています。しかしながら、生活スタイルの多様化、コミュニティ意識の低下などにより、ステーションへの違反ごみの排出も見られます。

町内・集落等へステーション維持管理の協力をお願いするとともに、市民向けに分かりやすいごみ出しパンフレットによる啓発や指導を強化します。

4 高齢者等への支援の検討

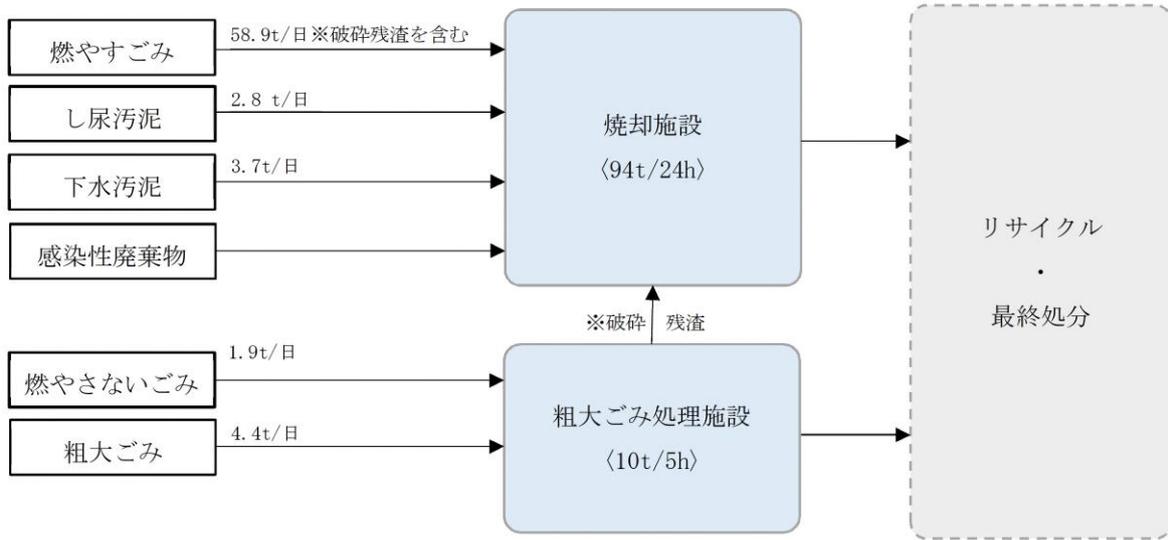
今後は、高齢化社会の進展や社会情勢の変化などにより、ごみ出しの支援を必要とする人の増加が想定されます。国の動向や他市の状況等を注視しながら、高齢者等への支援について持続可能なあり方を検討します。

施策 5	中間処理
------	------

1 ごみ処理施設の効率的運営

村上市ごみ処理場（エコパークむらかみ）は、新潟県ごみ処理広域化計画に基づく広域施設として整備し、熱回収等エネルギー回収が可能な資源循環型の施設として平成 27 年 3 月から稼働しています。

村上市ごみ処理場（エコパークむらかみ）の概要



【焼却施設の概要】

- 受け入れごみの種類：可燃ごみ、し尿汚泥、公共下水処理施設から発生する汚泥
- 焼却施設の処理方式：ストーカ式、2 炉
- 施設規模：94 トン/24h
- 日平均災害廃棄物処理量：5 トン/日（中越地震実績より設定）
- 余熱利用：ごみ焼却施設で発生する熱エネルギーは、発電（高効率発電）で場内利用（余剰電力は売電）。発電利用以外の熱エネルギー利用は、場内の給湯、暖房等で利用

【粗大ごみ処理施設の概要】

- 受け入れごみの種類：不燃ごみ・粗大ごみ（可燃、不燃）
- 施設規模：月最大変動係数を考慮して、10 トン/5h

【公害防止計画】

- 公害防止基準

国の基準以上、かつ近隣施設または現施設と同等以上の自主基準を設定し、設定した自主基準を遵守するような設備を設ける。排水は公共下水道に排出とする。（ただし、下水道受入基準以下まで水処理を行う）

2 ごみ処理体制の継続

新潟県ごみ処理広域化計画に基づく広域ごみ処理体制を継続し、廃棄物による汚染のない良好な環境の維持に努めます。

3 適正な維持管理

排出された廃棄物を適正に処理するために、廃棄物処理施設は法令を遵守し、安全で適切な維持・管理を行います。

排出ガス測定結果等の維持管理情報は随時、開示します。

4 焼却灰等の資源化

最終処分場の延命化のために、焼却残渣について委託処理による資源化を継続します。

施策 6	最終処分
------	------

1 最終処分場の適正管理と延命化

埋立完了までの搬入管理、維持管理等の適正管理を継続します。埋立完了後は、最終覆土の施工や施設の適正管理を実施するとともに、浸出水処理施設は最終処分場の廃止まで適正に維持管理します。

また、ごみの発生抑制・資源化等を進め最終処分量を削減するとともに、焼却灰等のリサイクルや、他市・他県の最終処分場への処分委託等を拡大し、最終処分場の延命化を図ります。

2 新たな最終処分方法の検討

既存最終処分場の埋立完了後の最終処分方法について、検討を行います。

施策 7	ごみの適正処理
------	---------

1 在宅医療廃棄物の取扱い

本市では、注射針等の特に留意が必要なものは、安全対策や患者のプライバシー保護を講じた回収が必要であることから、これまでどおり、感染性廃棄物扱いとして医療機関への持ち込みとしますが、通常感染性が認められないものは、ごみ集積所への排出も可能とします。

表 2. 16 在宅医療廃棄物の取扱い

項 目	受入状況
注射針、注射器等	受入禁止（医療機関への持ち込み）
非鋭利であって、血液が多量に付着していない等の通常感染性が認められないもの <ul style="list-style-type: none"> ・ ガーゼ、脱脂綿 ・ 汚物等を取り除いた紙おむつ（排泄物・汚物はトイレ） 	燃えるごみとして回収
<ul style="list-style-type: none"> ・ プラスチック製容器包装識別マーク等の表示があるパック類 	プラスチックごみとして回収

2 不法投棄防止等の対策

(1) 不法投棄の防止

○ 不法投棄巡回パトロールの定期的な実施

不法投棄巡回パトロールを定期的にも実施して、不法投棄の未然防止に取り組みます。

○ 不法投棄対策の実施

ごみの不法投棄発生箇所に対しては、土地所有者とも連携して、柵・フェンス等による防止対策、不法投棄の再発防止のための看板等の設置等を行います。

○ 不法投棄防止のための環境教育

学校等における環境教育の場や、広報、ホームページ、環境フェスタ等のイベントを通じて、ごみの不法投棄は法律や条例により禁止され罰則規定があることの周知を図るとともに、ごみの不法投棄の発生状況や 海岸漂着ごみの実態について広く公開します。

(2) 不法投棄物の処分

投棄場所の所有者の確認を行い、市で直接行うべきものについては処理を行います。

3 海岸漂着物に関する対策

海岸漂着物が多量に発生した場合、海岸管理者に収集、集積を要請するとともに、必要に応じ、国の支援を得ながら海岸漂着物の対策に努めます。

また、海洋プラスチックごみが海洋生態系へ甚大な影響を与えており、世界的な課題となっていることから、海洋プラスチックごみを含む海洋漂着物等の発生抑制のため、森林、農地、市街地、河川、海岸等における不法投棄防止や当該土地の適正な管理に関する必要な助言及び指導に努めます。

施策 8	環境美化活動の促進
------	-----------

1 地域の清掃活動の促進

(1) 継続的な環境美化活動

クリーン作戦の実施や、清掃活動を支援する等、地域住民や民間団体、事業者及び行政との協働による継続的な環境美化活動を促進します。

(2) 所有者による管理の促進

所有地管理については所有者管理が原則であり、空き地や耕作放棄地は、所有者による管理を促します。

2 ごみの散乱防止

村上市ごみの散乱等防止条例に従い、市民・事業者・行政の連携により、ごみの散乱防止に努めます。

市民には、空缶・空きびん・ペットボトルからたばこの吸殻に至るまで、屋外で生じたごみは必ず持ち帰り、適正に分別・処理するように啓発します。また、フンの始末を始めペットの飼い方について飼い主としての意識向上の啓発を行います。

施策 9	災害廃棄物への対応
------	-----------

1 災害廃棄物への対応

大規模な地震や水害時には、交通の途絶等によって、平常どおりのごみの収集や処理が困難になることが想定されます。また、災害に伴うがれきの他、避難所からごみや汲み取りし尿等が多量に発生します。

このような災害廃棄物の処理に適切かつ迅速に対応するため、災害廃棄物処理計画を策定し、平常時から関係機関と連携して、被災時における廃棄物処理体制を構築します。

2 広域での支援体制

近隣市町村等と協定を結ぶ等、相互の支援体制づくりを検討します。

生活排水處理編

第1章 生活排水処理の現況と課題

第1節 生活排水処理の流れ

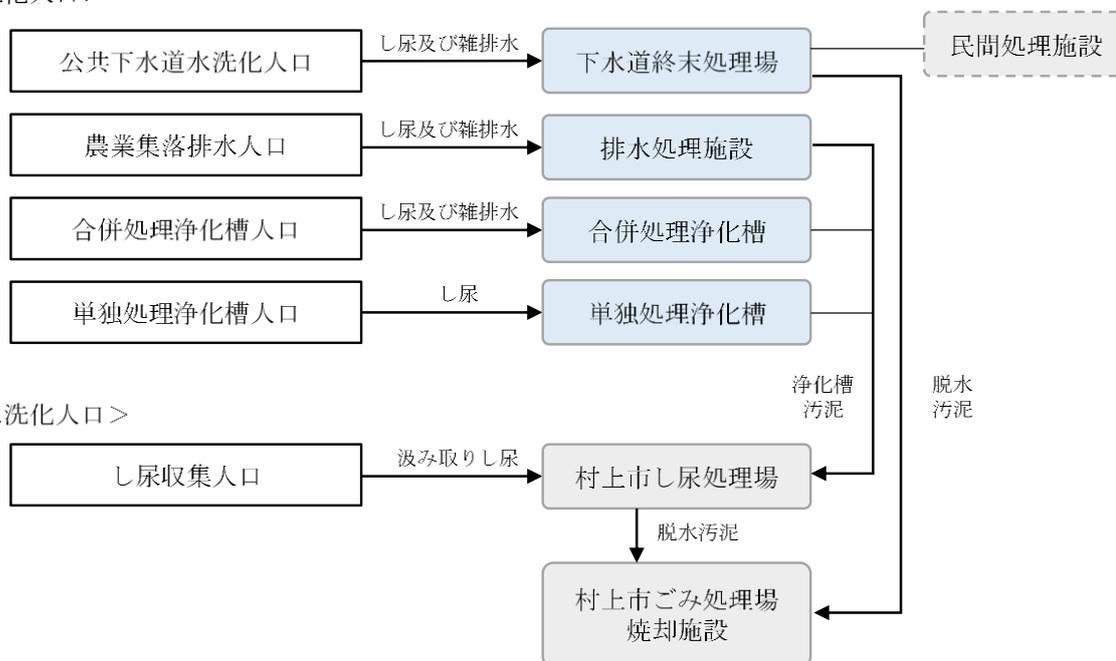
1 生活排水処理フロー

本市における生活排水処理の主な流れを図 3. 1 に示します。

本市では、公共下水道及び農業集落排水処理施設の排水は、地区毎に設置される終末処理施設において処理を行っています。

浄化槽汚泥・し尿は、村上市し尿処理場で処理を行っており、村上市し尿処理場から発生する脱水汚泥は、村上市ごみ処理場の焼却施設で焼却しています。

<水洗化人口>



※浄化槽：便所と連結し、し尿と併せて厨房排水等の生活雑排水を処理し、公共用水域に放流するための設備又は施設

図 3. 1 生活排水処理の主な流れ

第2節 収集・運搬

1 収集・運搬

本市では、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽からの浄化槽汚泥、汲み取り槽からのし尿の収集を行っており、収集・運搬は、本市が委託する民間事業者が担っています。

2 し尿・浄化槽汚泥の処理手数料

本市では、し尿・浄化槽汚泥の収集にあたり、18Lあたり150円の上尿処理手数料を設定しています。

第3節 し尿処理施設

1 し尿処理施設

本市では、し尿処理施設において、し尿・浄化槽汚泥の処理を行っています。
本市が保有するし尿処理施設の概要を表3.1に、位置を図3.2に示します。

表3.1 し尿処理施設

施設名	村上市し尿処理施設
施設所在地	村上市下渡184番地58
施設規模	88kL/日（し尿：24kL/日、浄化槽汚泥：64kL/日）
処理方式	膜分離高負荷窒素処理方式
運転開始年	平成18年

2 最終処分

本市のし尿処理施設から排出される脱水汚泥は、村上市ごみ処理場の焼却施設で焼却しています。

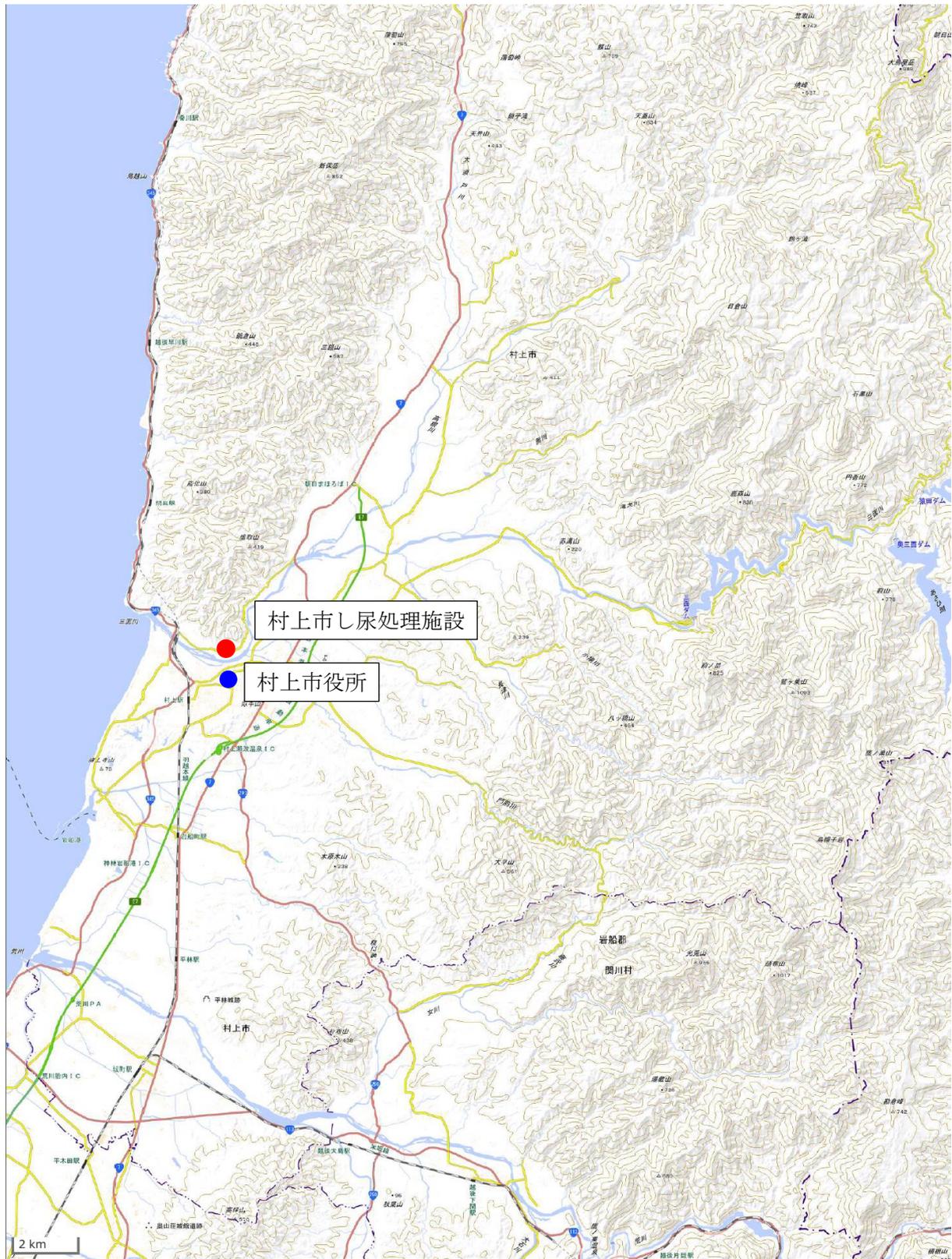


図 3. 2 し尿処理施設の位置

第4節 生活排水処理人口と生活排水処理率の実績

本市における生活排水処理人口と生活排水処理率の推移を図3.3及び表3.2に示します。

本市の生活排水処理率は、77.7%（令和2年度）であり、平成23年度の64.4%から13.3ポイント向上しています。

本市は、汚水処理施設（公共下水道、農業集落排水処理施設）の整備を終えており、処理区域内人口が計画処理区域内人口に占める割合は96.3%（令和元年度）に達しています。なお、全国の汚水処理人口普及率が91.7%（令和元年度）です。

用語	定義
生活排水処理率	コミュニティプラント、合併処理浄化槽、公共下水道、集落排水処理施設の使用人口/計画処理区域内人口（行政区域内人口）
汚水処理人口普及率	コミュニティプラント、合併処理浄化槽、公共下水道、集落排水処理施設の処理区域内人口/計画処理区域内人口（行政区域内人口）

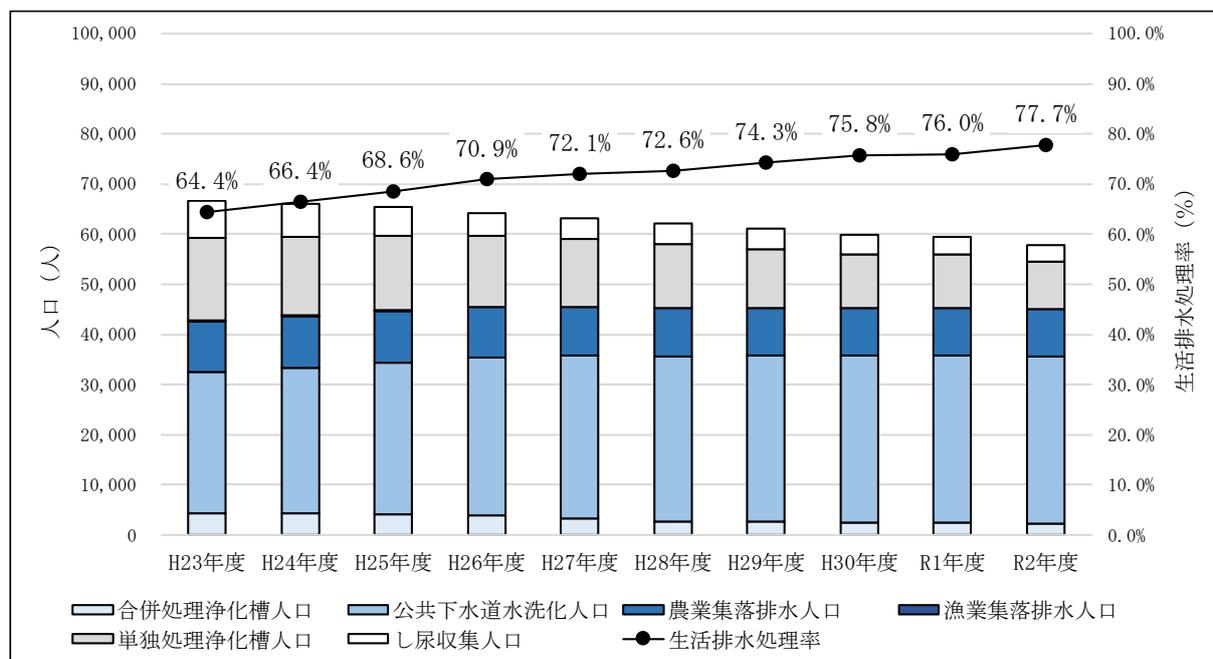


図3.3 生活排水処理人口と生活排水処理率の推移

表 3. 2 生活排水処理人口と生活排水処理率の推移

(単位：人)

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
	2011	2012	2013	2014	2015
1. 行政人口 (計画処理区域内人口)	66,613	66,025	65,422	64,247	63,195
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	42,867	43,850	44,891	45,537	45,539
(1) 合併処理浄化槽人口	4,293	4,289	3,998	3,825	3,171
(2) 公共下水道水洗化人口	28,248	29,118	30,391	31,504	32,584
(3) 農業集落排水人口	9,977	10,097	10,166	10,208	9,784
(4) 漁業集落排水人口	349	346	336	0	0
3. 単独処理浄化槽人口	16,296	15,545	14,863	14,197	13,498
4. し尿収集人口	7,450	6,630	5,668	4,513	4,158
5. 自家処理人口	0	0	0	0	0
生活排水処理率 (単位：%)	64.4%	66.4%	68.6%	70.9%	72.1%

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
	2016	2017	2018	2019	2020
1. 行政人口 (計画処理区域内人口)	62,225	61,023	59,822	59,528	57,825
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	45,206	45,341	45,348	45,256	44,948
(1) 合併処理浄化槽人口	2,602	2,625	2,498	2,405	2,240
(2) 公共下水道水洗化人口	32,873	33,089	33,225	33,342	33,261
(3) 農業集落排水人口	9,731	9,627	9,625	9,509	9,447
(4) 漁業集落排水人口	0	0	0	0	0
3. 単独処理浄化槽人口	12,723	11,614	10,695	10,695	9,653
4. し尿収集人口	4,296	4,068	3,779	3,577	3,224
5. 自家処理人口	0	0	0	0	0
生活排水処理率 (単位：%)	72.6%	74.3%	75.8%	76.0%	77.7%

基準日：各年度3月31日

第5節 し尿・浄化槽汚泥の処理の実績

本市におけるし尿・浄化槽汚泥の処理量を図 3. 4 及び表 3. 3 に示します。

し尿・浄化槽汚泥の処理量は、計画収集人口（浄化槽人口及びし尿収集人口）の減少に伴い、減少傾向が見られます。

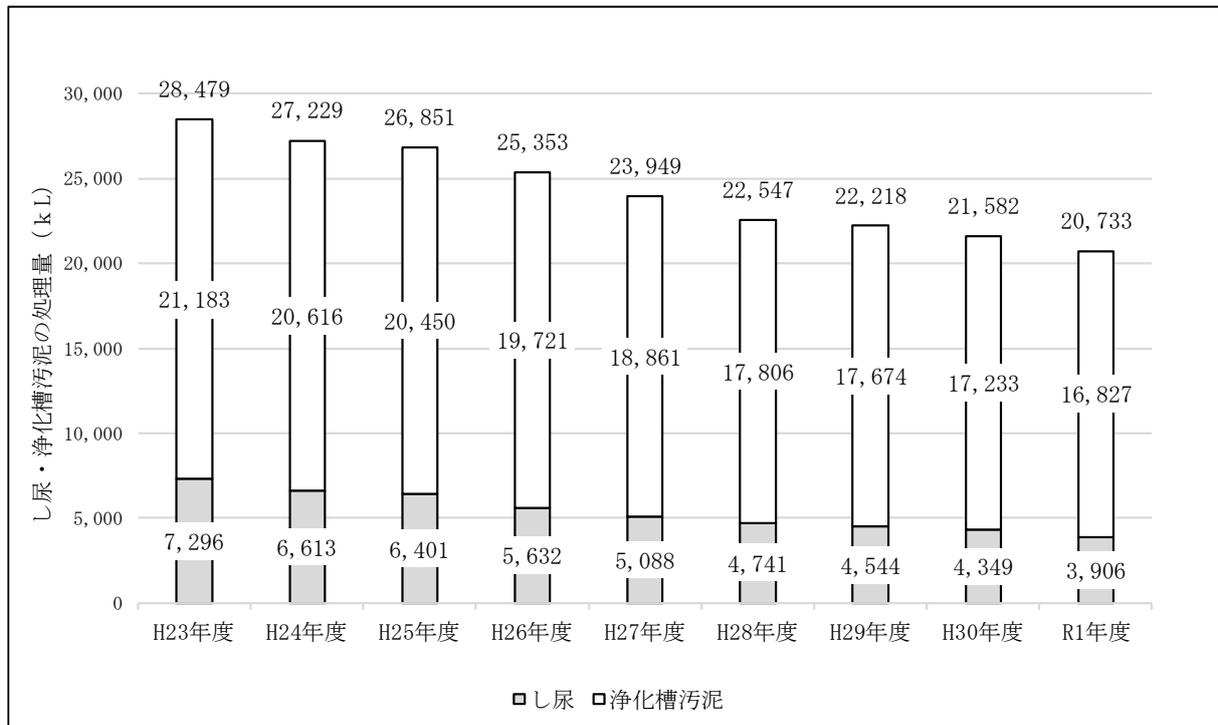


図 3. 4 し尿・浄化槽汚泥の処理量の推移

表 3. 3 し尿・浄化槽汚泥の処理量の推移

(単位：kL)

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
	2011	2012	2013	2014	2015
し尿・汚泥処理量	28,479	27,229	26,851	25,353	23,949
し尿	7,296	6,613	6,401	5,632	5,088
浄化槽汚泥	21,183	20,616	20,450	19,721	18,861

	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
	2016	2017	2018	2019
し尿・汚泥処理量	22,547	22,218	21,582	20,733
し尿	4,741	4,544	4,349	3,906
浄化槽汚泥	17,806	17,674	17,233	16,827

第6節 合併処理浄化槽設置の助成制度

本市では、単独処理浄化槽または汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換の推進を図るため、市民が行う合併処理浄化槽設置整備に対し、設置費用等の助成を行っています。

表 3. 4 村上市合併処理浄化槽設置整備事業における助成制度

対象地域	・ 上山田、大栗田、瑞雲、釜杭、小揚、猿田、北大平、薦川、荒沢、荒川口、朴平、小俣、大代、雷、山熊田、大沢、荒川、中津原、芦谷の区域 ・ 荒島、大須戸、府屋、岩崎、中浜、伊呉野、堀ノ内、碁石、勝木、下大蔵、垣之内、北田中、脇川、寒川の一部で市長が定めた区域	
交付額	人槽区分	限度額(円)
	5人槽	910,000
	7人槽	1,240,000
	10人槽	1,770,000
	11～50人槽	別に算出した額

第7節 前計画の目標の達成状況

前計画の計画目標値の達成状況を表 3. 5 示します。

生活排水処理率は、平成 33 年度(令和 3 年度)の最終目標と令和 2 年度実績では、未達成です。

表 3. 5 前計画の計画目標値の達成状況

指標	実績	最終目標	達成状況
	令和 2 年度	平成 33 年度 (令和 3 年度)	
生活排水処理率	77.7%	85%以上	未達成

第8節 生活排水における課題

1 生活排水の未処理への対応

海や川等の公共用水域の水質改善を図るためには、未処理の生活排水の流入を防ぐことが重要です。公共下水道、農業集落排水への接続促進と、合併処理浄化槽への転換を進めるため、浄化槽設置時の助成や市民への啓発が必要です。

2 公共下水道及び農業集落排水への接続促進

既整備完了区域の水洗化率が低迷しており、公共下水道への接続促進が急務となっています。

第2章 生活排水処理基本計画

第1節 基本理念

本市では、公共下水道及び農業集落排水処理の整備を進め、人口の約97.5%（合併処理浄化槽を除く）が汚水処理施設を利用可能になりました。一方、現在でも人口の20%以上で汚水処理が行われずに未処理の生活雑排水が公共水域に放流されています。

未処理の生活雑排水を公共水域に放流することは、水質保全の観点から好ましくありません。今後は、公共水域の水質保全と生活環境の向上を図るため、公共下水道または農業集落排水への接続や合併処理浄化槽への転換を推進し、公共水域への環境負荷の低減を図っていくことが重要です。

計画目標の実現に向け、基本理念を以下のとおり定めます。

美しい自然と水辺を守る環境に優しいまちづくりの実現

第2節 基本方針

基本理念の実現に向け、基本方針を以下のとおり定めます。

基本方針	
方針1	着実な整備と適正な維持管理を促進します。 ① 公共下水道、農業集落排水の既整備区域での接続促進を図ります。 ② 公共下水道、農業集落排水施設の適正な維持管理を行います。 ③ 合併処理浄化槽の普及と適正な維持管理を促進します。
方針2	清らかな水環境の維持のため、啓発や情報発信に努めます。 ① 合併処理浄化槽の適正処理が行われるように、啓発します。 ② 汲み取り式及び単独処理浄化槽が、早期に適切な他の処理形態に転換するように啓発を続けます。

第3節 数値目標

公共下水道の既整備区域での接続促進を進めるとともに、合併処理浄化槽の普及を促進することにより、目標の達成を目指します。

指標	実績	中間目標	最終目標
	令和2年度	令和8年度	令和13年度
生活排水処理率	77.7%	81.7%	85.0%

※ 生活排水処理率＝水洗化・生活排水処理人口÷計画処理区域内人口

第4節 将来予測

1 生活排水処理別人口・生活排水処理率の将来予測

生活排水処理別人口・生活排水処理率の将来予測を図3.5及び表3.6に示します。

生活排水処理率は、令和2年度実績で77.7%でしたが、中間目標である令和8年には81.7%、最終目標年次である令和13年度には85.0%となる計画です。

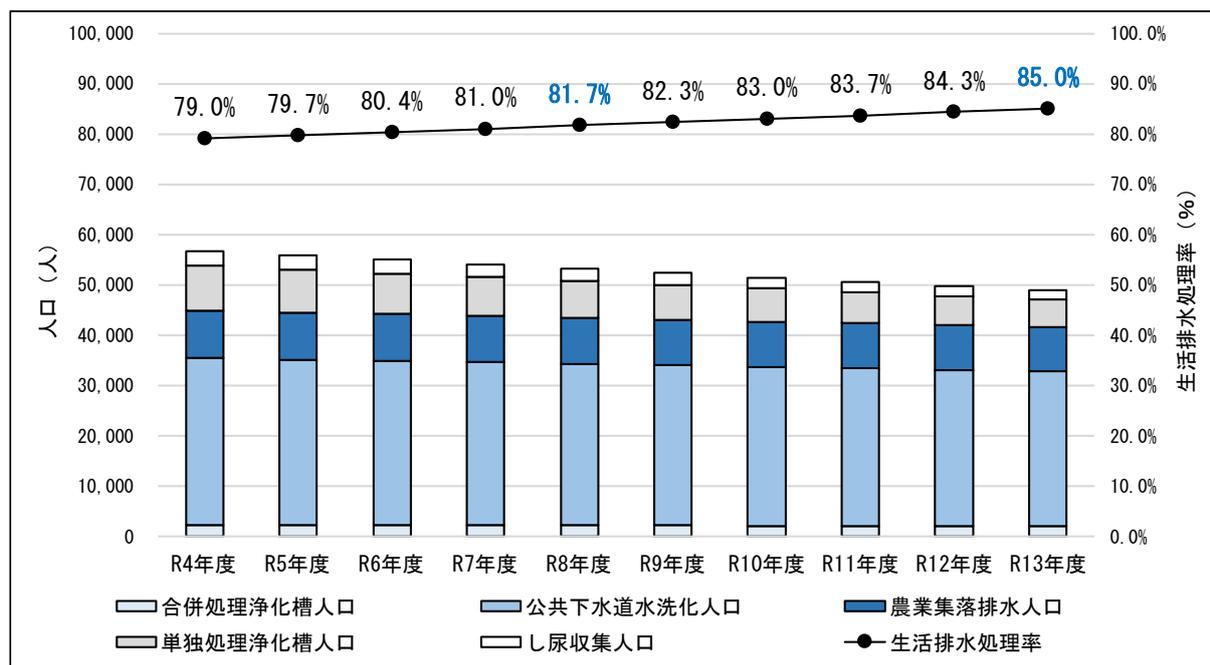


図3.5 生活排水処理別人口・生活排水処理率の将来予測

表 3. 6 生活排水処理別人口・生活排水処理率の将来予測

(単位：人)

	H30年度	R1年度	R2年度	予測⇒ R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
		2,018	2,019	2,020	2,021	2,022	2,023
1. 行政人口 (計画処理区域内人口)	59,822	59,528	57,825	57,620	56,737	55,853	54,970
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	45,348	45,256	44,948	45,153	44,838	44,510	44,171
(1) 合併処理浄化槽人口	2,498	2,405	2,240	2,250	2,235	2,218	2,201
(2) 公共下水道水洗化人口	33,225	33,342	33,261	33,413	33,180	32,937	32,686
(3) 農業集落排水人口	9,625	9,509	9,447	9,490	9,424	9,355	9,284
3. 単独処理浄化槽人口	10,695	10,695	9,653	9,346	8,920	8,503	8,095
4. し尿収集人口	3,779	3,577	3,224	3,121	2,979	2,840	2,704
5. 自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率 (単位：%)	75.8%	76.0%	77.7%	78.4%	79.0%	79.7%	80.4%

	R7年度	中間目標 R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	最終目標 R13年度
		2,025	2,026	2,027	2,028	2,029	2,030
1. 行政人口 (計画処理区域内人口)	54,086	53,215	52,344	51,473	50,602	49,731	48,869
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	43,819	43,467	43,103	42,727	42,340	41,941	41,539
(1) 合併処理浄化槽人口	2,184	2,166	2,148	2,129	2,110	2,090	2,070
(2) 公共下水道水洗化人口	32,426	32,165	31,896	31,617	31,331	31,036	30,738
(3) 農業集落排水人口	9,210	9,136	9,059	8,980	8,899	8,815	8,731
3. 単独処理浄化槽人口	7,696	7,307	6,927	6,556	6,193	5,840	5,495
4. し尿収集人口	2,571	2,441	2,314	2,190	2,069	1,950	1,835
5. 自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率 (単位：%)	81.0%	81.7%	82.3%	83.0%	83.7%	84.3%	85.0%

2 し尿・浄化槽汚泥の処理量の将来予測

し尿・浄化槽汚泥の処理量の将来予測は、前項で示した生活排水処理人口に、し尿及び浄化槽汚泥の1人1日当たりの処理量の原単位(平成29年度から令和元年度の過去3年の平均値)を乗じて算出しました。

し尿・浄化槽汚泥の1人1日当たりの処理量の原単位を表3.7に、し尿・浄化槽汚泥の排出量の将来予測を図3.6及び表3.8に示します。

表 3. 7 し尿・浄化槽汚泥の1人1日当たりの処理量の原単位

(単位：L/人・日)

	H29年度	H30年度	令和元年度	過去3年の 平均値
	2017	2018	2019	
し尿	3.15	3.24	2.98	3.12
浄化槽汚泥	4.29	4.54	4.30	4.38

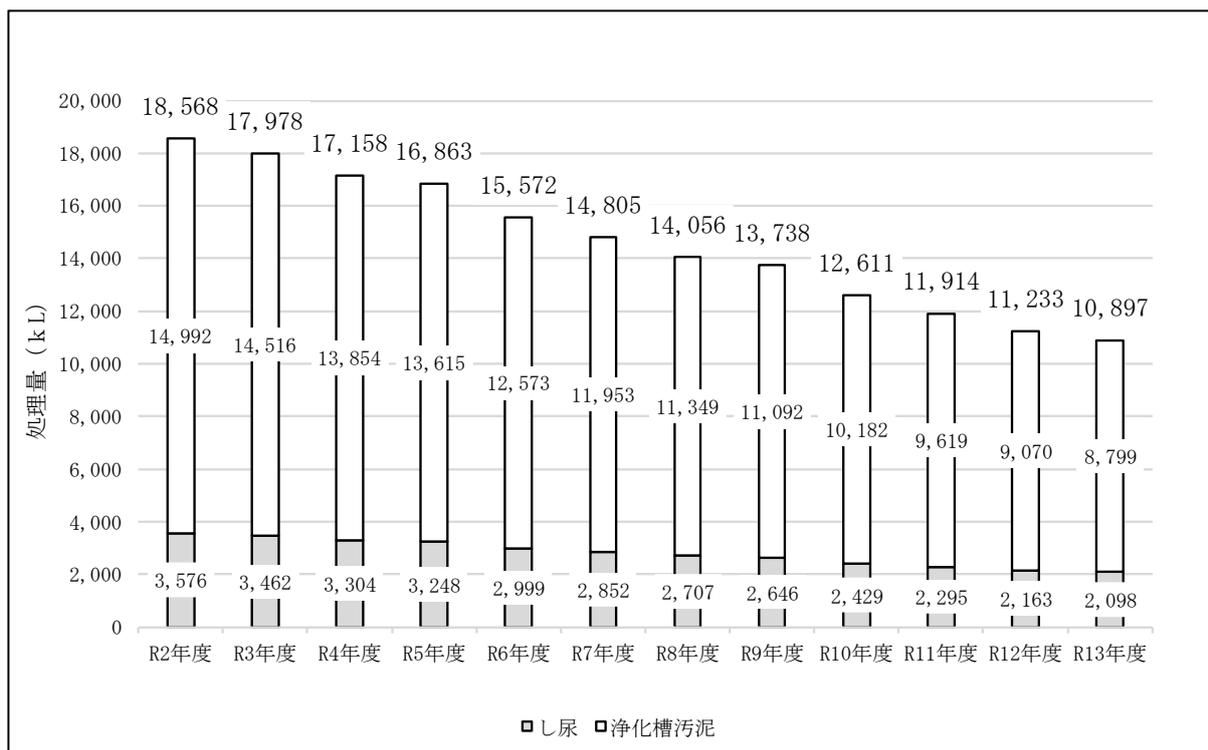


図 3. 6 し尿・浄化槽汚泥の発生量の将来予測

表 3. 8 し尿・浄化槽汚泥の発生量の将来予測

(単位：kL)

	H30年度	R1年度	予測⇒ R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
し尿・汚泥処理量	21,582	20,733	18,568	17,978	17,158	16,863	15,572
し尿	4,349	3,906	3,576	3,462	3,304	3,248	2,999
浄化槽汚泥	17,233	16,827	14,992	14,516	13,854	13,615	12,573

	R7年度	中間目標 R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	最終目標 R13年度
	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
し尿・汚泥処理量	14,805	14,056	13,738	12,611	11,914	11,233	10,897
し尿	2,852	2,707	2,646	2,429	2,295	2,163	2,098
浄化槽汚泥	11,953	11,349	11,092	10,182	9,619	9,070	8,799

第5節 計画の推進

基本方針を受け、計画を推進するための具体的な施策を定めます。

施策 1	公共下水道・農業集落排水への接続の推進
------	---------------------

公共下水道または農業集落排水の計画処理区域内に居住する市民に対し、公共下水道または農業集落排水への接続の推進を図ります。

施策 2	単独処理浄化槽または汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換の推進
------	---------------------------------

公共下水道または農業集落排水の計画処理区域外に居住する市民を対象に、単独処理浄化槽または汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。

施策 3	合併処理浄化槽設置の助成制度の維持
------	-------------------

村上市合併処理浄化槽設置整備事業における補助制度を継続し、単独処理浄化槽または汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

施策 4	水質保全に係る情報発信・啓発
------	----------------

市の広報紙やホームページを用いて、以下の情報を市民や事業者に広く情報を発信し、水質保全に対する意識の向上を図ります。

- 未処理の排水による公共用水域への影響
- 環境に配慮した水の使い方
- 公共下水道または農業集落排水処理への接続の促進
- 合併処理浄化槽への転換
- 合併処理浄化槽設置の助成制度
- 浄化槽の維持管理の重要性

施策 5	安定した生活排水処理システムの維持
------	-------------------

定期的に汚水処理施設（公共下水道、農業集落排水処理施設）の保守点検、維持管理を行い、安定した生活排水処理システムを維持します。

第6節 生活排水処理計画

1 将来の生活排水処理フロー

本市における生活排水処理フローは、現行のとおりとします（図 3. 1 参照）。

2 収集・運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、現行のとおり、本市が委託する民間事業者が担い、効率的かつ適正に実施します。

実施にあたっては、法を遵守するよう本市が指導監督します。

3 中間処理計画

し尿及び浄化槽汚泥の中間処理は、現行のとおり、村上市し尿処理施設にて適正に処理します。中間処理後の排水は、排水基準に適合していることを確認し、三面川に放流します。

4 最終処分

村上市し尿処理施設から排出される脱水汚泥は、現行のとおり、村上市ごみ処理場（エコパークむらかみ）の焼却施設で焼却します。

焼却施設から発生する焼却残渣（焼却灰）は、最終処分場に埋立または民間事業者へ委託して資源化します。

第7節 施設整備及び維持管理計画

1 合併処理浄化槽の普及促進

下水道整備予定区域外等の区域において、汚水処理対策として設置への助成を行い、合併処理浄化槽の普及を図ります。

2 既設単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進

下水道整備予定区域外等の区域について、交付金制度により転換の普及を図ります。

3 公共下水道及び農業集落排水の接続促進と既存処理施設の維持管理

公共下水道及び農業集落排水への接続の促進を図り、既存処理施設の効率的な維持管理を行います。

4 合併処理浄化槽交付金助成制度の内容の検討

合併処理浄化槽交付金助成制度の内容についての見直しを行います。

第8節 情報発信・啓発

市の広報紙やホームページを用いて、以下の情報を市民や事業者に広く情報を発信します。また、河川の浄化活動を推進する市内の環境団体を支援します。

- 水を汚さない暮らし方や、合併処理浄化槽への転換、正しい浄化槽維持管理の重要性を発信します。
- 市の助成制度(浄化槽の設置)についてもホームページやパンフレット等で周知を図ります。
- 公共下水道及び農業集落排水処理への接続促進をホームページで周知します。